

官報号外

昭和四十三年四月十八日

○第五十八回 衆議院会議録 第二十五号

昭和四十三年四月十八日(木曜日)

議事日程 第十八号

昭和四十三年四月十八日

午後二時開議

第一 旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 公海に関する条約の締結について承認を求めるの件

第四 領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件

第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 金融機関の合併及び転換に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件
防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十三年四月十八日 衆議院会議録第二十五号

議員請假の件
防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

防衛厅設置法

六七三

午後二時十分開議
○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

のでございまして、これは、海上自衛隊の航空機の部隊の任務遂行の円滑をはかるためでござります。

以上が防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

議員請假の件

○副議長(小平久雄君) おはかりいたします。

議員岡田利春君及び同多賀谷眞穂君から、海外旅行のため、四月二十四日から五月七日まで十四日間請假の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

御異議ありませんか。

御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○木原実君 私は、日本社会党を代表し、たゞま趣旨説明のありました防衛二法案に關して、總理並びに関係僚僚に質問を行ないたいと存じます。
〔木原実君登壇〕
○木原実君 私は、日本社会党を代表し、たゞま趣旨説明のありました防衛二法案に關して、總理並びに関係僚僚に質問を行ないたいと存じます。
○佐藤總理に申し上げたい。總理、あなたは昨年十一月、ジョンソン米大統領との会談を終えて帰国され、國民に対して、日本の防衛力の強化、みずから國を守る氣概の必要なことを強調されました。それからの数ヶ月、防衛をめぐる論議と、内外の激しい動きの中で、多數國民は、あなたの防衛に対する姿勢、日本の安全保障にかかるあなたの考え方に対して、あらためて深い疑惑と不信の念を強めているのであります。(拍手)あなたたの防衛意識の高揚の主張、あなたの防衛企図は何に基づき、何を目指そうとするのか、いままで明らかではありません。防衛について、あなたは國民の前に常に眞実を語つていいのであります。ただ明らかなることは、佐藤内閣のもとにおけるわが国防衛力の強化が、アメリカのアジア政策と、その軍事的企図に沿って進められ、しかも、アメリカの軍事政策は、いまやベトナムにおいて、アジアにおいて、重大な破綻を迎えているという事実でございます。
總理、日本の防衛政策は、いまやベトナムにおいて、アシアにおいて、重大な破綻を迎えている問題とからんで、そのあり方が根本から問いかねばなりません。

ようといたしておられます。国民の運命をゆだねるかぎは、もはやアメリカと結ぶ力の政策の中にはないことを、しかと申し上げておきたいと思うのであります。

私は総理にお尋ねをいたしたい。

第一に、総理は、ベトナム戦争が転機を見せ始めた今日においても、昨年秋の日米合意の方針を踏まえて、日本の防衛力の強化の必要をお主張されるのでござりますか。もし、従来の方針に変わりがないとするならば、その根拠となる情勢と、防衛政策上の具体的措置を明らかにしてほしいのであります。(拍手)

およそ一国の軍事をはかるのに、國の当面する情勢を明らかにせず、対応すべき勢力の動静を示さず、ただ國民に防衛の急務を強調する、これは、まさに國民の目をふさいで馬車馬のごとく走れというふうにひとしいのであります。おろかな独善的政治家の主張といわなければなりません。

(拍手)わが国をめぐる現下の情勢は、あらためてわが國民が武装を強化しなければならないといふ情勢といふものははどういう状況なのでござりますか、お示しを願いたいのであります。

第二に、アメリカのベトナム政策に合意と協力を表明された佐藤・ジョンソン会談の共同声明なるものは、いまやわが國民にとって悲劇的な文書にならうといたします。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明にいふべトナム政策は、いわゆるアメリカによる平和が、戦闘行為を除いていないこともまた明らかであります。

あなたは、あらためて北爆を含むアメリカのベトナム政策を支持したのは誤りだった、少なくとも独立国日本の総理大臣としては短見であった

と、率直に表明される御意思と御決意をお持ちにならないませんか。そのような反省を抜きにして、新たな和平のために日本が何とかなし得る条件はないと思ふが、いかがでございましょう。

あわせて、外務大臣にお伺いをいたしたい。ア

メリカと北ベトナムとの交渉の前途について、日本政府としての見通しと、和平実現のために、日本政府がこれから先何をなそらとしておるのか、方針をお聞かせ願いたいのであります。

第三に、総理は、ジョンソン米大統領との会談において、中国の脅威といふことを指摘し、合意をされております。核兵器開発の途上にある中国

が、アメリカとともに日本にとっても脅威であるといわれておりますけれども、今日もなおその見解を繰り返されますか。日本国民がいま防衛意識の高揚につとめなければならないといふのは、こ

の核中国の脅威と関係があるのですかないので

か、承りたいのであります。

およそ一国の増強を続ける軍事力が、抽象的、一般的に存在するなどということはあり得ないことが、お示しを願いたいのであります。もし中国がわが国にとって脅威であると判断されるのであれば、わが国は増強される軍事力は、アメリカと結んで当然この脅威に対抗するものを含むと断ぜざるを得ないのであります。総理の企図される防衛力の強化、國を守る氣概といふものは、総理が確認された中国の脅威に対処するものであると受け取てよろしいですか、いかがですか。

私は、特にこの際、総理並びに政府関係閣僚各位に申し上げたいのでありますけれども、一体中國

が脅威であるとするならば、これまでその脅威を解くために、あなた方はどのような努力をしてきたといふのですか。民間有識者の血の出るような

行動は、いまやわが國民にとっても、あわせて明確な小なことでも、あわせて明らかなことでもござります。

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

あなた御自身ではなかつたのですか。共同声明によると、本院において御答弁をなさいました。しかし、「一文錢は鳴らす」ということばをもつて、いか早くアメリカの北爆を認められたのは、総理、

ではありませんか。

いまや中国は、アジアの大國として存在しております。中国の動向が、アジアの平和にとっても世界の平和にとっても、欠くことのできない影響

力を持っていることも、また明らかであります。

それなのに、平和を願う日本国民を代表する政府が、いたずらに中国の脅威を内外に説くだけで能事終わりとするのは、みずから求めて隣国中国に対抗し、挑戦しようとするだけの姿勢ではありますか。戦後二十三年、政権分離も十三年、七億の中国人民との間に、いまだに講和も結ばれておらず、國交もなく、いわば太平洋の彼方のアメリカとともに、日本政府は、重たい鉄のとびらを閉ざしたままの鎖國の状態をつくり上げているだけではありますか。このようない状態で中国の脅威のみを説くというのは、日本政府がみずから平和への意思を捨てて、國民を鉄のとびらの中に閉じ込めたまま、戦意の高揚をあおり立てるにひときいやり方であります。一体それはだれの利益のためでありますか。

わが國の安全保障は、日米安保条約を前提に存

在するといふのは、あなたの方政府のふだんの言ひ方でありますけれども、この安保条約自体が、日本を中国との敵対への道にかり立ててきたのではないですか。政府のいわゆる中国の脅威の何であるかを、この際明らかにしてもらいたい。政府に、もし中国に対する非軍事的な友好への方策がないですか。政府のいわゆる中国の脅威の何であるならば、どんな小さなことでも、あわせて明らかにしてほしのあります。その方策も努力

であります。(拍手)

第五に、日本の防衛力、日本の自衛隊は、発足以来すでに十八年であります。国民の疑問と憲法違反の告発をよそに、その軍事力としての質と

量、年々そのために投じられる国費の大きさは、それぞれ世界で十本の指に數えられる強大な存在となっています。しかも、自衛隊十八年の歴史は、拡大に次ぐ拡大の歴史であります。

これまで、しばしば自衛力の限界について論議が重ねられましたが、政府の主張はおおむね抽象過ぎ、事實は齒どめのない軍備拡大の歴史であります。

民主主義国家における軍備は、拡大には縮小の歯どめがあり、拡大計画には縮小の計画が伴つて、軍備による国民の負担と被害を救うのが常道であ

ります。軍事力は状況に即して常に規制され、管理され、縮小への手段を持たねば、兵器それ自体の論理によつても、無限の拡大への道を急ぐのであります。歯どめのない軍備拡大の悲劇が、戦前

さに入つたのであるか。現行安保条約のもとで日本が核攻撃を受けた場合、アメリカは核兵器をもつてこれに対抗するという、しかとした約束が成り立つておるのであります。

核の抑止力は、言うまでもなく、相互抑止力であります。アメリカが、自國への報復核攻撃があることを前提に、なおかつ日本への核攻撃はアメリカの核によって守ると約束をしたのですか。アメリカの核のことは、何よりもアメリカ国民の安

全と利益のためにあるのであります。一国による核のかさの威力と神話は、すでに信頼性の裏打ちがないというのが、専門家の常識であります。

いまこそ必要なことは、アメリカの核による平和ではなくて、また軍事力のブロックにたよる核ではないのであります。アメリカの核による平和ではなくて、また軍事力のブロックにたよる核ではないというのが、専門家の常識であります。

核のかさの威力と神話は、すでに信頼性の裏打ちがないというのが、専門家の常識であります。

それが、本が核攻撃を受けた場合、アメリカは核兵器をもつてこれに対抗するという、しかとした約束が成り立つておるのであります。

核の抑止力は、言うまでもなく、相互抑止力であります。アメリカが、自國への報復核攻撃があ

ることを前提に、なおかつ日本への核攻撃はアメ

リカの核によって守ると約束をしたのですか。ア

メリカの核のことは、何よりもアメリカ国民の安

全と利益のためにあるのであります。一国による

核のかさの威力と神話は、すでに信頼性の裏打ちがないというのが、専門家の常識であります。

おおむね安全を求める道はないと思うのでありますけれども、総理の御見解を承りたいのであります。

の帝国軍隊の姿であったことを想起していただけたのであります。

私は、この際、政府が政府部内に自律性の強い機関を設け、自衛隊そのものの縮小計画を常に準備し、人員、兵器、装備、配置あるいは編制、費用の縮減をはかり、そのための規制と管理の機能を強めるべきだと思うが、国防会議議長としての総理の御見解を承りたいのであります。

次に、軍縮について外務大臣にお尋ねをいたしました。

政府はジユネーブ十八カ国軍縮委員会に参加の意向を表明されておりますが、軍縮委員会参加のための働きかけと、その見通しはどうでありますか。また参加を働きかけるにあたって、擴拡散禁止条約を含めて、わが国は現在どのような主張と方策を用意しているのか、明らかにしていただきたいのであります。

大蔵大臣と防衛廳長官伺いたい。

防衛廳本年度の予算是四千億をこえ、しかも第三次防衛力整備計画によって、さらに長期にわたって多額の予算上のワク組みが設定されております。しかも、第三次防二年度に当たる本年度は、財政の硬直化とその打開が強く問題とされ、政府予算是各分野において著しく規制を受け、公務員の縮小や合理化、国民の当然受けるべきサービスも多く削減される反面、周辺税や公共料金の引き上げなどによって、国民の犠牲と負担もまた著しいものがあるのです。このような状況の中でも、ひとと防衛部門が先取りされた予算のワク組みの中で、軍備の拡大を進めるというのは、他の分野との対比においても、国民感情の上からいつても、はなはだ奇異であるといわなければなりません。軍備は、それ自体が国民の犠牲の上に立つ浪費部門であります。私は、むしろ国民とともにありたいと称する自衛隊のためにとらないところあります。この際、三次防の不急部門を削減なし縮小し、防衛予算の執行にあたっては、相当程度の削減なし限り延べを行なわしめるべきだと

と思ひますけれども、歲相並びに長官の御見解を承りたいのであります。(拍手)

あわせて、明年度以降、景気の好不況にかかわらず増大する防衛予算について、再検討を加える努力をすべきであると思ひますけれども、いかがございましょうか。御見解をお示しを願いたいのであります。

さらに防衛廳長官、すでに本国会においても鏡くその一部が指摘されましたように、防衛廳内の規律の退廃、道義の腐敗は目に余るものがあります。

は、産業、軍事及び政界の一部を結ぶ、いわゆる長官のもとで、伏魔殿と公然と指さされる防衛廳内の腐敗、墮落は、まさに植民地軍隊の未期的症状にも似たものがあるのであります。(拍手) 私は、産業、軍事及び政界の一部を結ぶ、いわゆる企業や企業の利益によって壊滅する体制を生み出していると思うであります。そのような事態は、これから先、軍備の拡大に比例して、わが国の政治をさらに深く毒するであろうことをおそれるのであります。長官は、このような事態に対しても、どのような措置を講じ、あるいは講じられようとしておるのか、方針をお示しを願いたいのであります。

(拍手)

「内閣總理大臣佐藤榮作君登壇」

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 木原君にお答せい

たします。

国防の基本政策を変える考へはないかといお尋ねでございますが、御承知のように、わが国の基本政策は、日米安保体制のもとにおきまして、わが國も、みずから國力、国情に応じ、有効な防衛力を整備いたしまして、侵略を未然に防止して、わが國の安全を確保するという考へ方でござります。したがいまして、この考へ方をただいま検討、さらに変えるといふような考へ方はございません。また、ベトナムに和平がまいりまして——ジョンソン大統領の声明があつた、そういうことがありました。今日、私どもはこの基本的な考へ方を変えるつもりはございません。

ペトナムの和平につきましては、一日も早く和平が実現することを心から願ひいたしております。私どもはしばしばこのことを率直に申します。ただいま、米国の北爆を支持したではないです。私どもはしばしばこのことを率直に申します。ただいま、米国の北爆を支持したではないです。ただいま、米国の北爆を支持したではないです。

トナムに和平がまいりましても、ただいまは国際的に隨時、隨所におきまして、紛争がございます。この紛争に巻き込まれないよう、私どもも

や自治体の切実な声が届いていないのでありますか。アメリカ当局とはたしてどの程度の折衝を行なつておるのでありますか。王子野戰病院の再

射場は、どんな反対があつても、アメリカの意向に従うのですか、態度を明らかにしていただきたいのであります。

以上、総理並びに各閣僚の明快な答弁を要求いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

〔拍手〕

一方で、日本に波及しないという、そういうような保証はただいまのところございません。こういう意味から、あらゆる場合におきまして、わが國の安全を確保する、これが政府に課せられた責任だ、かよう思ひます。いわゆる、昔からいつておりますように、「備えあらば憂いなし」、こういう観点に立ちまして、私どもは自衛力の増強整備をはかつておる次第であります。この点は、国民の皆さん方はよく御了承いただいておるところであります。

次に、中共の核開発について言及されました。中共の核開発が直ちに日本の安全保障に影響がある、かようなことは私申したことはございません。しかし、唯一の原爆の被爆国であるわが國といましては、中共を含めたあらゆる国々が、核兵器を開発することに対しまして、強く反対して今日までもまいっております。したがいまして、爆発の実験をすれば、そのたびに私どもは、われわれ国民の意思を率直に表明いたしまして、この事柄をやめるようとにということを、しばしば声明してまいりましたのであります。この点は、社会党の諸君も私どもと同じだらうと思います。私は、この意味におきまして、ただいま、核兵器拡散防止条約、これが一日も早く上がり、中共もまたこれに加入することを心から期待するものであります。世界の平和のためにこれが役立つことを心から願ひいたしております。

わが國の政府、日本が、敵視政策をとつておるというようなことはございません。また、日米安全保障条約は、わが國への侵略に対し、侵略を未然に防止するといふような抑止力、それはございませんが、いわゆる敵視政策ではない。日米安全

嘉手納基地におけるB52の移駐に伴う現地の不審は依然強く、その撤去を求める声はきわめて深刻なものがあります。政府はアメリカ側に対して、どのような形で撤去を求めているのであります。最後に、沖縄のB52の撤去、東京の王子野戰病院及び新島射場の設置要求に対する政府の見解をお伺いいたしました。

嘉手納基地におけるB52の移駐に伴う現地の不審は依然強く、その撤去を求める声はきわめて深刻なものがあります。政府はアメリカ側に対して、どのような形で撤去を求めているのであります。嘉手納基地におけるB52の移駐に伴う現地の不審は依然強く、その撤去を求める声はきわめて深刻なものがあります。政府はアメリカ側に対し

て、どのようにしておるのでありますけれども、王子野戰病院は一方的に設置と移駐が行なわれ、新島野戰病院は一方的に設置と移駐が行なわれ、新島また防衛廳によつて受け入れの意向が示されております。

わが國の政府、日本が、敵視政策をとつておるというようなことはございません。また、日米安全保障条約は、わが國への侵略に対し、侵略を未然に防止するといふような抑止力、それはございませんが、いわゆる敵視政策ではない。日米安全

認識していただきたいと思います。

私は、核時代といえども、一国の防衛はその国民が最大の努力を払うという、世界の普遍の原則に変わりはない、かように思いますので、國の安全保障に関する責任はみずからが負わねばならない、このことは言をまたないところあります。しかし、現実的な問題として、一國のみで安全を確保することは不可能であり、各國とも集団安全保障により、安全確保の政策をとつておる次第でありますので、そこで私は、日米安全保障条約の意義を正當に評価し、かつ、みずからの防衛努力とともに、日米安全保障条約を堅持する考え方でございます。

核攻撃に対して、いつからアメリカがこれを防いでくれる、防護してくれるという約束ができたかということではありますが、私が一昨年ワシントンに参りました際に、ジョンソン大統領が私に対しても、アメリカは安全保障条約によって、いかなる攻撃からも日本を守る義務があると、はつきり申し是申しております。このことによりまして、御了承をいただきたいと思います。

また、国防会議の議長として、第三次防計画を再検討する考えはないかというお尋ねでございますが、ただいま私どもは、三次防計画を再検討することを忠実に実行するところ、わが国のお安全を確保する道だ、かように思は考えておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 木原君の私に対する第一の御質問は、ベトナム戦争の見通しについて述べよといふことです。が、御承知のようにまだ本格的話し合いでない、予備会談の場所について、アメリカとハノイとの折衝が続けられておる段階でございます。したがって、この段階でベトナム戦争の見通しを述べることが困難であることは、木原君も御承知くださると思います。ただししかし、われわれとしては、せつかく生まれてきた和平への糸口でありますから、これ以外に

方法はない、したがって、この糸口を冷却せしめることなく、アメリカも、ハノイも、せつかく生まってきた平和へのこの糸口を冷却せしめないで、忍耐強く和平達成の努力を続けられることを望むとともに、いよいよこの会談が本格的な会談になつたときには、ベトナム戦争はきわめて複雑な内容を持つ戦争でありますから、日本としてもこの機会にベトナムに長続きのする平和が達成できるように、諸外国とも緊密な連絡をとりながら、この和平会談の成功のために、外交は全力をあげたいと思っております。

第二点について、十八カ国軍縮委員会に対する日本の参加を申し入れたかということでありましたが、私は、直接ラスク長官にもあるいはソ連のグロムイコ外相にも、数回にわたつて、日本が軍縮に持つておる関心と軍縮委員会に加入をしたいと申すことを申し述べたのでございます。これはアメリカ、ソ連ばかりの意向でもきまりませんから、将来、国連の場において、いろいろ話し合うこと必要であります。これがお説のとおり縮委員会に日本も参加するように努力をしたいと思つております。

ことに、核兵器の全面廃棄、核兵器絶滅といふことを念願とする日本として、どうしても、核兵器の全廃に至るまでの間には、軍縮という過程を経なければなりませんので、軍縮に対することは申すまでもないでございます。したがつて、外務省においても、一昨年から軍縮室といふのを置いて、軍縮をわが国としてどのようにして推進していくかということを研究、検討せしめておりますが、この機構では十分だとは思つておりません。機構も人間も拡充して、日本が軍縮に対し、日本の役割を果たすような努力をしたいと考えております。

お答えをいたします。(拍手)

○國務大臣(増田甲子七君) 国防に関する基本方

針その他防衛厅のあり方、自衛隊のあり方等につきましては、総理の言明されたとおりでござります。

そこで、防衛費の問題でござりますが、防衛費は、お説のことく、四百十一億円ふえたことは事実でござりますが、総予算対比は、昨年に比べて〇・五%削減いたしましたわけでございます。こ

れは、防衛厅も自衛隊も財政硬直化打開の方針に協力申し上げるという意味合から、絶対額といつしましてはふえておりますが、相対額といたしましては、総予算対比は昨年は七・七%でござります。

本年は七・二五%であることを、木原さんにおいても御了解願いたいと思います。

それから、規律の振廻をはかれ、お説のとおりでございまして、規律の振廻をはかりまして――

何と申しましても、自衛隊は国家、国民の自衛隊である。これはお説のとおり、私もきびしく考えておる次第でございます。防衛厅ないし自衛隊は、庄倒的多数の者は、清く正しく一生懸命に仕事をいたしております。そこで、ごく少数の者が規律を曲げるといふようなことがございましておる次第でございます。

防衛厅ないし自衛隊は、庄倒的多数の者は、清く正しく一生懸命に仕事をいたしております。そこで、ごく少数の者が規律を曲げるといふようなことがございましておる次第でございます。

います。

その次に、新島のことござりますが、新島の射爆場は、昭和四十一年の六月に日米共同声明がございまして、新島の射爆場が適当であると思われる、その技術的の回答を求めておつたわけでござりますが、最近、アメリカの空軍から技術的の回答がもたらされたわけでございます。どう

いうふうにして設置するか、私どもいたしましては、できる限り地元並びに関係諸機関の御同意と御協力を得て、かかる後にこれを設置せんとするものでございます。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕

○國務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

第三次防計画は、国の財政、経済力の伸長に応じて、國の他の施策との調和をはかつて実施するものとされております。したがつて、各年度ごとの予算もあらかじめ固定的にきめられておるわけではありません。そのときどきの財政事情を勘案して決定されるということになつております。

ものとされております。したがつて、財政の彈力性の保持という観点ではございません。そのときどきの財政事情を勘案して決定されるということになつております。

旧執達更規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、旧執達更規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案(内閣提出)に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

代替地を得ました場合には、私ども、駐留軍の司令官に対しまして、責任を持って、その代替地へ行くようになるとやはり逃げ道をつくつておきません」と、ものごとは解決できませんから、そういう

方面から、具体的な問題を考えておる次第でござります。

国会に提出する。

昭和四十三年三月二十一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

す。法務委員長永田亮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に
関する法律の一部を改正する法律案

「旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六十四号)」の一部を次のように改正する。

本則に次の二項を加える。

4 第一項の恩給については、恩給に関する法令の改正により、昭和四十二年十月一日において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)附則第二条第一項第一号の普通恩給に係る同項第四号に掲げる年額で、その計算の基礎となつてゐる俸給年額が第一項各号に掲げる年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額と同じ額であるものの恩給を受けていた者(政令で定める者を除く)について、その恩給の年額の改定が行なわれたときは、改定後の年額を算出した方法と同様で算出して得た年額に改定する。この場合には、第一項ただし書及び前項の規定を準用する。

5 前項の規定によるほか、第一項の恩給の年額の改定及び支給については、前項に規定する恩給に関する法令の改正の例による。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

旧執達吏規則に基づく恩給の年額について、一般の公務員の恩給の増額の例により是正を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま

総理府設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所又はその出張所」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)

第十一条中「第十五条に規定するもののほか」十四条の三及び第十五条に規定するもののほかに、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

第十三条の前の見出しを「(日本政府沖縄事務所)」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所又はその出張所」に改める。

総理府設置法(昭和四十五年三月三十日まで)

附則第四項中「恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は昭和四十五年三月三十日まで」に改める。

附 則

附則第四項中「恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は昭和四十五年三月三十日まで」に改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

4 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「那霸日本政府南方連絡事務所長」を「日本政府沖縄事務所長」に改める。(旅券法の特例に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行前に前二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律若しくは引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長がした処分又は手続は、前二項の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長がした処分又は手続とみなす。

6 この法律の施行の際現に附則第三項若しくは第四項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律若しくは引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長に対しても、附則第三項若しくは第四項の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長がした処分又は手続とみなす。

本件の要旨は、

第一に、日本政府南方連絡事務所の所掌事務の一部を改め、沖縄におけるアメリカ合衆国との政府機関と協議することができるようにして、これに伴い、同事務所の名称を、日本政府沖縄事務所と改めること

第二に、設置期限の経過した同和対策協議会を再び設置し、その設置期限を昭和四十五年三月三十一日までとすること

右
昭和四十三年二月二十七日
内閣総理大臣 佐藤 栄作
国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

公海に関する条約の締結について承認を求めるの件

第一条

「公海」とは、いずれの国の領海又は内水に含まれない海洋のすべての部分をいう。

第二条

公海は、すべての国民に開放されているので、いかなる國も、公海のいずれかの部分をその主権の下におくことを有効に主張することができない。公海の自由は、この条約の規定及び国際法の他の規則で定める条件に従つて行使される。この

公海の自由には、沿岸国についても、非沿岸国についても、特に次のものが含まれる。

(1) 航行の自由
(2) 渔獲の自由
(3) 海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由
(4) 公海の上空を飛行する自由

これらの自由及び国際法の一般原則により承認されたその他の自由は、すべての国により、公海の自由を行使する他の国に利益に合理的な考慮を払つて、行使されなければならない。

第三条

1 無海岸国は、沿岸国と同等の条件で海洋の自由を享有するために、自由に海洋に出入することができるものとする。このため、海洋と無海岸国との間にある国は、その無海岸国との合意により、かつ、現行の国際条約の規定に従い、

(a) 無海岸国に対し、相互主義に基づいて、自

〔報告書は本号末尾に掲載〕

日程第三 公海に関する条約の締結について
承認を求めるの件
締結について承認を求めるの件

この条約の当事国は、
公海に関する国際法の規則を法典化することを希望し、

千九百五十八年二月二十四日から四月二十七日までジエネーヴで開催された海洋法に関する国際連合の会議が、国際法の確立した原則を一般的に宣言しているものとして次の規定を採択したこと

て承認を求めるの件、右両件を一括して議題としたします。

本件の要旨は、

第一に、日本政府南方連絡事務所の所掌事務の一部を改め、沖縄におけるアメリカ合衆国との政府機関と協議することができるようにして、これに伴い、同事務所の名称を、日本政府沖縄事務所と改めること

第二に、設置期限の経過した同和対策協議会を再び設置し、その設置期限を昭和四十五年三月三十一日までとすること

右
昭和四十三年二月二十七日
内閣総理大臣 佐藤 栄作
国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

公海に関する条約の締結について承認を求めるの件

第一条

「公海」とは、いずれの国の領海又は内水に含まれない海洋のすべての部分をいう。

第二条

公海は、すべての国民に開放されているので、いかなる國も、公海のいずれかの部分をその主権の下におくことを有効に主張することができない。公海の自由は、この条約の規定及び国際法の他の規則で定める条件に従つて行使される。この

公海の自由には、沿岸国についても、非沿岸国についても、特に次のものが含まれる。

(1) 航行の自由
(2) 渔獲の自由
(3) 海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由
(4) 公海の上空を飛行する自由

これらの自由及び国際法の一般原則により承認されたその他の自由は、すべての国により、公海の自由を行使する他の国に利益に合理的な考慮を払つて、行使されなければならない。

第三条

1 無海岸国は、沿岸国と同等の条件で海洋の自由を享有するために、自由に海洋に出入することができるものとする。このため、海洋と無海岸国との間にある国は、その無海岸国との合意により、かつ、現行の国際条約の規定に従い、

(a) 無海岸国に対し、相互主義に基づいて、自

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま

沖縄におけるアメリカ合衆国との政府機関との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和対策協議会を昭和四十五年三月三十一日まで設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

沖縄におけるアメリカ合衆国との政府機関との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和対策協議会を昭和四十五年三月三十一日まで設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

6 この条約は、公海に関する慣習国際法を法典化することによつて、国際法の法典化に寄与することとなるとともに、従来慣習国際法によつて規律されてきた公海に関する事項について条約の規定に準拠することができ、公海の問題について諸外国との関係を一層円滑化することができるものと認められる。よつて、この条約を締結することをいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

理由

この条約は、公海に関する慣習国際法を法典化することによるところとともに、従来慣習国際法によつて規律されてきた公海に関する事項について条約の規定に準拠することができ、公海の問題について諸外国との関係を一層円滑化することができるものと認められる。よつて、この条約を締結することをいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま

(b) 無海岸国の旗を掲げる船舶に対し、海港への出入及びその使用に関する事項は、自国の船舶又は第三国の船舶に与えている待遇と同等の待遇を許すものとする。

2 海洋の無海岸国との間にある国は、自国及び無海岸国がまだ現行の国際条約の当事国でない場合には、無海岸国との合意により、沿岸国又は通過国の権利及び無海岸国の特殊性を考慮して、通過の自由及び港における同等の待遇に連するすべての問題を解決するものとする。

第四条 沿岸国であるかどうかを問わず、いずれの国も、自国の旗を掲げる船舶を公海において航行させる権利を有する。

第五条

1 各国は、船舶に対する国籍の許可、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定めるものとする。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならず、特に、その国は、自国の旗を掲げる船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し、及び有效地に規制を行なわなければならぬ。

第六条

1 船舶は、一国ののみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除き、公海においてその国の旗帜に服するものとする。船舶は、所有他の管轄権に服するものとする。

第七条

1 各国は、船舶に対する国籍の許可、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利を有するものとする。船舶は、その旗を掲げる権利を有する。

前諸条の規定は、政府間機関の公務に使用され、かつ、その機関の旗を掲げる船舶の問題に影響を及ぼすものではない。

第八条 第八条

1 公海上的軍艦は、旗國以外のいずれの国の管轄からも完全に免除される。

2 この条約の適用上、「軍艦」とは、一国の海軍に属する船舶であつて、その国の国籍を有する軍艦であることを示す外部標識を掲げ、政府によつて正式に任命されてその氏名が海軍名簿に記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、海軍の紀律に服する乗組員が配置されているものをいう。

第九条

1 国が所有し又は運航する船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものは、公海において旗國以外のいずれの国の管轄権からも完全に免除される。

第十条

1 いずれの国も、自国の旗を掲げて航行する船舶の船長に対し、船舶、乗組員又は旅客に重大な危険を及ぼさない限度において次の措置を執ることを要求するものとする。

(a) 海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を与えること。

(b) 援助を必要とする旨の通報を受けたときは、当該船長に合理的に期待される限度において、可能な最高速力で遭難者の救助におけることを要求するものとする。

第十二条

1 いずれの国も、自国の旗を掲げて航行する船舶の船長に対し、船舶、乗組員又は旅客に重大な危険を及ぼさない限度において次の措置を執ることを要求するものとする。

(a) 海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を与えること。

(b) 援助を必要とする旨の通報を受けたときは、当該船長に合理的に期待される限度において、可能な最高速力で遭難者の救助におけることを要求するものとする。

3 船舶の拿捕又は抑留は、調査の手段としても、旗國の当局以外の当局が命令してはならない。

2 戰戒上の問題に関する場合は、船長免状その他の資格又は免許の証明書を交付した國のみが、交付された者がその國の國民でない場合においても、法律上の正当な手続を経てそれらを取り消す権限を有する。

第十三条

船舶は、そのいずれの國の国籍をも第三國に対しても主張することができないものとし、また、このような船舶は、国籍のない船舶とみなすことができる。

第七条

1 公海上的軍艦は、旗國以外のいずれの国の管轄からも完全に免除される。

2 戰戒上の問題に関する場合は、船長免状その他の資格又は免許の証明書を交付した國のみが、交付された者がその國の國民でない場合においても、法律上の正当な手續を経てそれらを取り消す権限を有する。

前諸条の規定は、政府間機関の公務に使用され、かつ、その機関の旗を掲げる船舶の問題に影響を及ぼすものではない。

第八条 第八条

1 公海上的軍艦は、旗國以外のいずれの国の管轄からも完全に免除される。

2 戰戒上の問題に関する場合は、船長免状その他の資格又は免許の証明書を交付した國のみが、交付された者がその國の國民でない場合においても、法律上の正当な手續を経てそれらを取り消す権限を有する。

船舶は、そのいずれの國の国籍をも第三國に対しても主張することができないものとし、また、このような船舶は、国籍のない船舶とみなすことができる。

第十四条

すべての國は、可能な最大限度まで、公海その他いずれの國の管轄権にも服さない場所における海賊行為の抑止に協力するものとする。

第十五条

(1) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的的目的のために行なうすべての不法な暴力行為抑留又は略奪行為であつて次のものに對して行なわれるもの

(a) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの中にある人若しくは財産

(b) いずれの國の管轄権にも服さない場所における船舶、航空機、人又は財産

(2) 当該船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とするような事實を知つてその船舶又は航空機の運航に自發的に参加するすべての行為

(3) (1)又は(2)に規定する行為を扇動し又は故意に助長するすべての行為

第十六条

第十五条に定義する海賊行為であつて、乗組員が反乱を起こして支配している軍艦又は政府の船舶若しくは航空機が行なうものは、私有の船舶が行なう行為とみなされる。

船舶又は航空機であつて、これを実効的に支配している者が第十五条に規定するいずれかの行為を行なうために使用することを意図しているもの

は、海賊船舶又は海賊航空機とみなされる。前記のいずれかの行為を行なうために使用された船舶又は航空機で、当該行為につき有罪とされる者により強制するものとする。

第十七条

船舶又は航空機であつて、これを実効的に支配している者が第十五条に規定するいずれかの行為を行なうために使用することを意図しているもの

は、海賊船舶又は海賊航空機とみなされる。前記のいずれかの行為を行なうために使用された船舶又は航空機で、当該行為につき有罪とされる者により引き続き支配しているものについても、同

様とする。

第十八条

船舶又は航空機は、海賊船舶又は海賊航空機となつた場合にも、その国籍を保持することができない。国籍の保持又は喪失は、当該国籍を与えた国の法律によつて決定される。

第十九条

いすれの国も、公海その他いすれの国の管轄権にも服しない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によつて奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶を拿捕し、及び当該船舶又は航空機内の又は財産を逮捕し又は押収することができる。拿捕を行なつた国の裁判所は、課すべき刑罰を決定することができ、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産について執るべき措置を決定することができる。

第二十条

海賊行為の嫌疑に基づく船舶又は航空機の拿捕が十分な根拠なしに行なわれた場合には、拿捕を行なつた国は、その船舶又は航空機がその国籍を有する国に対し、その拿捕によつて生じたいかなる損失又は損害についても責任を負う。

第二十一条

海賊行為を理由とする拿捕は、軍艦若しくは軍用航空機により、又は政府の公務に使用されていきるその他の船舶若しくは航空機でこのための権限を与えられたものによつてのみ行なうことができ

- (a) その船舶が海賊行為を行なつてゐること。
- (b) その船舶が奴隸取引に從事してゐること。
- (c) その船舶が外国の旗を掲げてゐるか又はそ

の船舶の旗を不することを拒否したが、実際に

はその軍艦と同一の国籍を有すること。

ことができる。このため、軍艦は、嫌疑がある

船艦に対し士官の指揮の下にボートを派遣する

ことができる。書類を検査した後もなお嫌疑が

あるときは、軍艦は、その船艦においてさら

に検査を行なうことができるが、その検査は、

できる限り慎重に行なわなければならない。

嫌疑に根拠がないことが証明され、かつ、臨

検を受けた船艦が嫌疑を正当とするいかなる行

為をも行なつていなかつた場合には、その船艦

は、被つた損失又は損害に対する補償を受ける

ものとする。

第二十三条

1 沿岸国との権限のある当局は、外國船舶が自國の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、その外國船舶の追跡を行なうこ

とができる。この追跡は、外國船舶又はその

ボートが追跡国の内水、領海又は接続水域にあ

る時に開始しなければならず、また、中断さ

れない限り、領海又は接続水域の外において引

き続き行なうことができる。領海又は接続水

域にある外國船舶が停船命令を受ける時に、

当該航空機がその船艦を違反を犯したもの又

は違反の疑いがあるものとして発見しただけ

では、公海における拿捕を正当とするために

追跡しなければならない。当該船舶が停船命

令を受け、かつ、当該航空機又は追跡を中断

することなく引き続き行なう他の航空機若し

くは、当該航空機によって追跡されたのでない限り、

当該船舶によって追跡されたのでない限り、

当該船舶がその船艦を違反を犯したもの又

は違反の疑いがあるものとして発見しただけ

では、公海における拿捕を正当とするために

十分ではない。

6 いすれかの国の管轄区域内で拿捕され、か

つ、権限のある当局の審理を受けるためその国

の港に護送される船舶は、事情により護送の途

中にいて公海の一部を航行することが必要で

ある場合に、そのような公海の航行のみを理由

として放逐を要求することができない。

7 追跡の行使が正当とされない状況の下に公

海において船舶が停止され、又は拿捕されたとき

は、その船舶は、これにより被つた損失又は

損害に対する補償を受けるものとする。

第二十四条

すべての国は、海水の汚濁の防止に関する現行

の規約の規定を考慮に入れて、船舶若しくはパイ

プラインからの油の排出又は海底及びその下の開

発及び探査により生ずる海水の汚濁の防止のため

の手段により確認しない限り、開始されたもの

とみなさない。追跡は、視覚的又は聴覚的停

第二十五条

すべての国は、自國の管轄権に服する者で公海に於ける海底電線又は海底パイプラインの所有者が、その電線又はパイプラインを敷設し、又は修理するに際して他の電線又はパイ

止信号を当該外國船舶が視認し又は聞くことが

できる距離から発した後にのみ、開始するこ

とができる。

すべての国は、放射性物質その他の有害な物

質の使用を伴う活動により生ずる海水又はその

上空の汚染を防止するための措置を執るにあ

り、権限のある国際機関と協力するものとする。

第二十六条

1すべての国は、公海の海底に海底電線及び海

底パイプラインを敷設する権利を有する。

2すべての国は、海底電線又は海底パイプラインの敷設又は維持を妨げることができない。もつと

も、沿岸国は、大陸棚の探査及びその天然資源

の開発のために適切な措置を執る権利を有す

る。

3海底電線又は海底パイプラインを敷設する国

は、すでに海底に敷設されている電線又はパイ

プラインに妥当な考慮を払わなければならな

い。特に、既設の電線又はパイプラインを修理

する可能性は、害してはならない。

第二十七条

すべての国は、自國の旗を掲げる船舶又は自國の管轄権に服する者が、故意又は過失により、電

気通信を中断し、又は妨害することとなるような方法で、公海にある海底電線を損壊し、及び海底

パイプライン又は海底高圧電線を同様に損壊する

ことが処罰すべき犯罪であることを定めるために

必要な立法措置を執るものとする。この規定は、

そのような損壊を避けるために必要なすべての予

防措置を執つた後に自己の生命又は船舶を守ると

いう正当な目的のみで行動した者による損壊につ

いては、適用しない。

第二十八条

すべての国は、自國の管轄権に服する者で公海に於ける海底電線又は海底パイプラインの所有者が、

その電線又はパイプラインを敷設し、又は修理するに際して他の電線又はパイ

プラインから

を損壊した場合に、修理の費用を負担すべきであることを定めるために必要な立法措置を執るものとする。

第二十九条

すべての国は、海底電線又は海底パイプラインの損壊を避けるためにいかり又は網その他の漁具を失つたことを証明することができる船舶の所有者に対し、その者が事前にあらゆる適当な予防措置を執つたことを条件として、その電線又はパイプラインの所有者により補償が行なわれることを確保するために必要な立法措置を執るものとする。

第三十条

この条約の規定は、すでに効力を有する条約その他の国際協定の当事国間においては、それらに影響を及ぼすものではない。

第三十一条

この条約は、国際連合及びそのいづれかの専門機関の加盟国並びにその他の国でこの条約の当事国となるよう国際連合の総会が招請したものによる署名のため、千九百五十八年十月三十一日まで開放しておく。

第三十二条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に效力を生ずる。

2 この条約は、二十二番目の批准書又はこれに加入する国については、その国がその批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に效力を生ずる。

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に效力を生ずる。

千九百五十八年四月二十九日にジユネーヴで作成した。

アフガニスタンのために

A・R・パズワク

千九百五十八年十月三十日

を生ずる。

アルバニアのために

K・キセリヨフ
(別紙の留保)
ある。

アルゼンティンのために

A・レスクレ

オーストラリアのために

E・ロナルド・ウォーカー

千九百五十八年十月三十日

オーストリアのために

ドクトル フランツ・マッチ

千九百五十八年十月二十七日

ベルギー王国のために

ボリヴィアのために

M・タマヨ

千九百五十八年十月十七日

ブラジルのために

ブルガリアのために

留保

千九百五十八年十月十七日

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、この条約

中の海賊行為の定義には現行

の国際法の下において海賊行

為とみなされるべきある種の

行為が含まれておらず、その

定義は国際航路における航行

の自由を保証するためには不

十分であると考える。

ブルガリア人民共和国政府は、この条約中

の海賊行為の定義には現行の国際法の下にお

いて海賊行為とみなされるべきある種の行為

が含まれておらず、その定義は国際航路にお

ける航行の自由を保証するためには不十分で

あると考える。

ドクトル ヴートフ

千九百五十八年十月三十一日

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

第九条の規定に関する留保及び宣言を附し

て留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで

コロンビアのために
ホアン・ウリベ・オルギン
ホセ・ホアキン・カイセド・カステイ
リヤ

中国のために
劉錚

コロラドスのために
薛毓麒

ホアン・ウリベ・オルギン
ホセ・ホアキン・カイセド・カステイ
リヤ

六八一

G・ジ・ヨルジ・ニリビロ

千九百五十八年十月三十日

コスター・リカのために

ラウル・トレホス・フローレス

キューバのために

F・V・ガルシア・アマドール

チエッコスロヴァキアのために

チエッコスロヴァキアのために

第九条の規定に関する次の留保を附して

チエッコスロヴァキア共和国政府は、商業

目的のために運航する政府船舶も、現行の

国際法の下においては、公海において旗國以外の国の管轄権から完全に免除されることを

主張する。

カレル・クルカ

千九百五十八年十月三十日

(附屬宣言)

チエッコスロヴァキア共和国

政府は、この条約で定義す

る海賊行為の概念は現行の国

際法にも、また、公海における航行の自由を守るという利益にも合致しないことを主張する。

デンマークのために

マックス・ソレンセン

T・オルデンブルグ

ドミニカ共和国のために

A・アルヴァレス・アイバール

エクアドルのために

エル・サルバドルのために

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

G・A・グリッペンベリー

千九百五十八年十月二十七日

フランスのために

ならないことを宣言する。

に關する部分については、す

べての権利を留保する。

第二条(3)並びに第二十六条

1及び2の規定に關し、海底

電線及び海底パイプラインの

敷設に關するこれらの諸条の

規定の適用は、大陸棚に關す

る限り、沿岸國の許可を條件

とする。

H・G・アンデルセン

千九百五十八年十月三十日

ガーナのために

ドイツ連邦共和国のために

ヴェルナー・ダンクヴァルト

ギリシャのために

リチャード・カーシー

K・B・アサンテ

千九百五十八年十月三十日

イランのために

インドネシアのために

アーマッド・スバルジョ

千九百五十八年五月八日

イランのために

インドのために

ドクトル A・マティンリダフタリ

千九百五十八年五月二十八日

ハイティのために

P・ドムール

リガル

ヴァチカンのために

L・アイシネナ・サラサール

ハンジュラスのために

ドクトル シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年四月三十日

(別紙)

ハンガリーのために

第九条の規定に關する別紙の留保を附して

千九百五十八年十月三十一日

(別紙)

ハンガリー人民共和国政府

は、國が所有し又は運航する

船舶であつて政府の役務に使

用されるものは、商業用であ

るか非商業用であるかを問わ

ず、国際法の原則に従い公海

において軍艦と同様の免除を

享有すると考える。

(附屬宣言)

ハンガリー人民共和国政府

は、この条約中の海賊行為の定義は現行の国際法に合致せず、また、公海における航行の自由の一般的利益のために

アイルランドのために

第二条(3)並びに第二十六条

1及び2の規定に關し、海底

電線及び海底パイプラインの

敷設に關するこれら

の諸条の

規定の適用は、大陸棚に關す

る限り、沿岸國の許可を條件

とする。

アーマッド・スバルジョ

千九百五十八年五月八日

イランのために

ドクター エイケン

千九百五十八年十月二日

アイスラエルのために

シャブタイ・ロゼンス

イタリアのために

イラクのために

ドクター A・マティンリダフタリ

千九百五十八年五月二十八日

ハンガリーのために

フランク・エイケン

千九百五十八年十月二日

日本国のために

ジヨルダン・ハシェミット王国のために

千九百五十八年五月二十九日

イスラエルのために

千九百五十八年五月二十七日

大韓民国のために

リベニアのために

千九百五十八年五月二十九日

メキシコのために

ルクセンブルグ大公国のために

千九百五十八年五月二十七日

リビアのために

ロシュフオート・L・ウイークス

千九百五十八年五月二十七日

ルクセンブルグ大公国のために

メキシコのために

モナコのために

モロッコのために

ネバールのために

リシケシ・シナハ

オランダ王国のために

C・シュールマン

千九百五十八年十月三十一日

ニューアジーランドのために

フォス・シャナー

千九百五十八年十月二十九日

ニカラグアのために

ノエルウェー王国のために

パキスタンのために

アリ・カーン

千九百五十八年十月三十一日

パナマのために

カルロス・スクレ・C

千九百五十八年五月二日

ペラグアイのために

フィリピン共和国のために

ボーランドのために

ボーランド人民共和国政府は、第九条の規定は、國が所有し又は運航するすべての船舶に適用されると考へる。

J・ヴィニエーヴィウチ

千九百五十八年十月三十一日

(附屬宣言)

ボーランド人民共和国政府

は、この条約中の海賊行為の定義はこの問題に關する國際公法に依るものと考へる。

法の現状と完全には一致しないと考える。

ポルトガルのために

ザアスコ・ヴィエイラ・ガリン

千九百五十八年十月二十八日

ルーマニアのために

M・マジエル

千九百五十八年十月三十一日

(附屬宣言)

ルーマニア人民共和国政府

は、公海に関する条約第十五

条の海賊行為の定義には現行

の國際法の下において海賊行

為とみなされるべきある種の

行為が含まれていないと考え

サウディ・アラビアのために

サン・マリノのために

スードンのために

スペインのために

スウェーデンのために

スイスのために

タイのために

パウル・リニフガ

千九百五十八年五月二十四日

陸軍少將、法学博士 アンボン・シーチャヤン

チャピコーン・セツタブット

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

トルコのために

L・バラマルチュク

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため

第九条の規定に關する留保及び宣言を附し

て留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで

ある。

第九条の規定に關する留保及び宣言を附し

て留保及び宣言の本文は、別紙のとおりで

ある。

(別紙の宣言)

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、この条約中の海

賊行為の定義には現行の國際

法の下において海賊行為とみ

なされるべきある種の行為が

含まれておらず、その定義は

国際航路における航行の自由

を保証するためには不十分で

あると考へる。

第九条の規定に關する留保及び宣言を附して留保及び宣言の本文は、別紙のとおりである。

V・ゾーリン

千九百五十八年十月三十日

ヴィエト社会主義共和国連邦政府は、公海における船舶がその旗國以外の國の管轄権に服しないという國際法の原則はすべての船舶(その使用目的のいかんを問わない。)に適用されると考える。

その旗國以外の國の管轄権に服しないという國際法の原則はすべての政府船舶になんらの制限もなく適用されると考へる。

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のため

ヴィエトナムのために
イエメンのために

ユーロースラヴィアのために
批准を条件として

ミラン・ベルトス

V・ボボザイフチ

千九百五十九年十月三十日
領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるものに及ぶ。

2 國の主權は、この条約の規定及び國際法の他の規則に従つて行使される。

沿岸國の主權は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。

第二章 領海の限界

この条約に別段の定めがある場合を除き、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸國が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

第四条

1 この条は、海岸が单一の国に属する湾についてのみ規定する。

2 この条約の規定の適用上、湾とは、奥行が湾口の幅との対比において十分に深いため、陸地に囲まれた水域を含み、かつ、単なる海岸の湾曲以上のものを構成する明白な湾入をいう。ただし、湾入は、その面積が湾口を横切つて引いた線を直徑とする半円の面積以上なものでない限り、湾とはみなされない。

3 測定上、湾入の面積は、その海岸の低潮線と天然の入口の両側の低潮線上の点を結ぶ線とにようり囲まれる水域の面積とする。島が存在するために湾入が二以上の湾口を有する場合には、それぞれの湾口に引いた線の長さの合計に等しい長さの線上に半円を描くものとする。湾入内にある島は、湾入の水域の一部とみなす。

4 直線基線の方法が1の規定に基づいて適用される場合には、特定の基線を決定するにあたり、当該地域に特有な經濟的利益でその現実性及び重要性が長期間の慣習によつて明確に証明されているものを考慮に入れることができる。

5 いづれの国も、他國の領海を公海から隔離するように直線基線の方法を適用することができない。

6 沿岸國は、海図上に直線基線を明白に表示し、かつ、この海図を適当に公表しなければならない。

1 領海の基線の陸地側の水域は、沿岸國の内水である。

2 低潮高地は、その全部が本土又は島から領海の幅をこえる距離にあるときは、それ自体の領海を有しない。

3 二つの海岸が向かい合つているか又は隣接しているときは、いづれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いづれの点をとつても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線をとてその領海を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定

法が適用される場合についても適用しない。

第八条 領海の限界の確定上、港湾施設の不可分の一部をなす恒久的な港湾工作物で最も外側にあるものは、海岸の一帯を構成するものとみなされる。

第九条 積卸し及び船舶の投錨のために通常使用される停泊地は、その全部又は一部が領海の外側の限界より外方にある場合にも、領海とみなされ、それらをその境界線とともに海図上に表示し、かつ、その海図を適当に公表しなければならない。

第六条 領海の外側の限界は、いづれの点をとつても基線上の最も近い点からの距離が領海の幅に等しい線とする。

第七条 この条は、海岸が单一の国に属する湾についてのみ規定する。

8 来領海又は公海の一部とみなされてきた区域を内水として取り扱うこととなる場合には、第十一条から第二十三条までに定める無害通航権は、これらの水域において存続する。

9 第十条 積卸し及び船舶の投錨のために通常使用される停泊地は、その全部又は一部が領海の外側の限界より外方にある場合にも、領海とみなされ、それらをその境界線とともに海図上に表示し、かつ、その海図を適当に公表しなければならない。

10 第十一条 島とは、自然に形成された陸地であつて、低潮時には水に囲まれ、水面上にあるが、高潮時には水中に没するものをいう。低潮高地の全部又は一部が本土又は島から領海の幅をこえない距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることができる。

11 島の領海は、この条約の規定に従つて測定される。

12 第十二条 低潮高地とは、自然に形成された陸地であつて、低潮時には水に囲まれ、水面上にあるが、高潮時には水中に没するものをいう。低潮高地の全部又は一部が本土又は島から領海の幅をこえない距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることができる。

13 低潮高地は、その全部が本土又は島から領海の幅をこえる距離にあるときは、それ自体の領海を有しない。

14 二つの海岸が向かい合つているか又は隣接しているときは、いづれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いづれの点をとつても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線をとてその領海を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定

右
国会に提出する
昭和四十三年二月二十七日
内閣総理大臣 佐藤 栄作
領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件
領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件
理由
この条約は、領海及び接続水域に関する慣習国に基づき、国会の承認を求める。

て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この条約は、領海及び接続水域に関する慣習国際法を法典化したものである。わが国は、この条約の当事国となることによつて、国際法の法典化に寄与することとなるとともに、從来慣習国際法によつて規律されてきた領海及び接続水域に関する事項について条約の規定に準拠することができる。これが、この案件を提出する理由である。

この条約の当事国は、次のとおり協定した。

第一部 領海

第一条

1 国の主權は、その領土及び内水をとる。その

第五条

1 領海の基線の陸地側の水域は、沿岸國の内水

及びその下に及ぶ。

2 領海の幅を測定するための基線は、沿岸國が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

3 この条約に別段の定めがある場合を除き、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸國が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

4 この条約の規定は、いわゆる歴史的湾について適用せず、また、第四条に定める直線基線の方

あることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない。

2 向かい合っているか又は隣接している二国は、領海の間の境界線は、沿岸国が公認する大綫尺海図に記載しなければならない。

第十三条 河川が海に直接流入している場合には、基線は、河口を横切りその河川の両岸の低潮線上の点の間に引いた直線とする。

第三章 無害通航権**A すべての船舶に適用される規則****第十四条**

1 この条約の規定に従うことを条件として、沿岸国であるかどうかを問わず、すべての国の船舶は、領海において無害通航権を有する。

2 通航とは、内水に入ることなく領海を通過するため、内水に入るため、又は内水から公海に向かうために領海を航行することをいう。

3 停船及び投錨は、航海に通常附隨するものである場合又は不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合に限り、通航に含まれる。

4 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約の規定及び国際法の他の規則に従つて行なわなければならない。

5 沿岸国がその領海における外國漁船の漁獲を防止するために制定して公布する法令に外國漁船が従わないときは、その外國漁船の通航は、無害とされる。

6 潜水船は、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない。

第十五条

1 沿岸国は、領海の無害通航を妨害してはならない。

2 沿岸国は、その領海内における航行上の危険で自國が知っているものを適切に公表しなければならない。

第十六条

1 沿岸国は、無害でない通航を防止するため、その領海内において必要な措置を執ることができる。

2 沿岸国は、また、船舶が内水に向かって航行している場合には、その船舶が内水に入るために従うべき条件に違反することを防止するため、必要な措置を執る権利を有する。

3 4の規定に従うことを条件として、沿岸国は、自國の安全の保護のため不可欠である場合には、その領海内の特定の区域において、外国船舶の間に差別を設けることなく、外国船舶の無害通航を一時的に停止することができる。このような停止は、適当な方法で公表された後ににおいてのみ、効力を有するものとする。

4 外國船舶の無害通航は、公海の一部分と公海の他の部分又は外國の領海との間における国際航行に使用される海峡においては、停止してはならない。

第十七条

無害通航権を行使する外國船舶は、沿岸国がこの条約の規定及び国際法の他の規則に従つて制定した法令、特に運送及び航行に関する法令に従わなければならぬ。

B 商船に適用される規則

第十八条

1 外國船舶に対しても、領海の通航のみを理由とするいかなる課徴金をも課すことができない。

2 領海を通航する外國船舶に対しては、その船舶に提供された特定の役務の対価としてのみ、課徴金を課することができます。これらの課徴金は、差別なく課るものとする。

第十九条

1 沿岸国は、領海の刑事裁判権は、次の場合を除き、領海を通航している外國船舶内において、その通航中に当該船舶内で行なわれた犯罪に関連していずれかの者を逮捕し、又は捜査を行なうために行使してはならない。

第二十条

(a) 犯罪の結果が沿岸国に及ぶ場合

(b) 犯罪が沿岸国の平和又は領海の秩序を乱す性質のものである場合

(c) 当該船舶の船長又は当該船舶の旗国の領事が沿岸国に對して援助を要請した場合

2 1の規定は、沿岸国が、内水を出て領海を通過している外國船舶内において逮捕又は検査を行なうため、自國の法令で認められている措置を執る権利を及ぼすものではない。

3 1及び2に定める場合には、沿岸国は、船員の要請があるときは、措置を執る前に該船舶の旗国の領事当局に通告し、かつ、その当局と該船舶の乗組員との間の連絡を容易にするものとする。緊急の場合には、この通告は、措置を執っている間に行なうことができる。

2 1の規定による例外を除き、この条約のないかなる規定も、前記の船舶がこの条約の規定又は国際法の他の規則に基づいて享有する免除に影響を及ぼすものではない。

C 軍艦以外の政府船舶に適用される規則**第二十一条**

この章のA及びBの規定は、また、商業的目的のために運航する政府船舶についても適用する。

D 軍艦に適用される規則

第二十二条

1 この章のA及び第十八条の規定は、非商業的目的のために運航する政府船舶について適用する。

2 1に掲げる規定による例外を除き、この条約のないかなる規定も、前記の船舶がこの条約の規定又は国際法の他の規則に基づいて享有する免除に影響を及ぼすものではない。

3 2の規定は、沿岸国が、領海に停泊しているか又は内水を出て領海を通過している外國船舶に対し、自國の法令に従つて民事上の強制執行又は保全処分を行なう権利を有するものではない。

E 軍艦以外の政府船舶に適用される規則**第二十三条**

この章のA及びBの規定は、また、商業的目的のために運航する政府船舶についても適用する。

F 第二十四条

1 沿岸国は、自國の領土又は領海内における通商上、財政上、出入国管理上又は衛生上の規則を行なうことができる。

(a) 自國の領土又は領海内で行なわれた(2)の規則の違反を処罰すること。

(b) 自國の領土又は領海内で行なわれた(2)の規則の違反を処罰すること。

2 接続水域は、領海の幅を測定するための基線から十二海里をこえて拡張することができない。

3 二つの海岸が向かい合っているか又は隣接し

ているときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとつても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線をとてその接続水域を拡張することができない。

第三部 最終条項

第二十五条 この条約の規定は、すでに効力を有する条約その他の国との間においては、それらに影響を及ぼすものではない。

第二十六条

この条約は、国際連合及びそのいずれかの専門機関の加盟国並びにその他の国でこの条約の当事国となるよう国際連合の総会が招請したものによる署名のため、千九百五十八年十月三十一日まで開放したおく。

第二十七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。この条約は、第二十六条规定するいずれかの種類に属する国による加入のため、開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第二十九条

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、これらの国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十条

1 この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後は、いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正のための要請を行なうことが

できる。

2 国際連合の総会は、1の要請に関連して執るべき措置がある場合には、その措置について決定を行なうものとする。

第三十一条 國際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国その他第二十六条に規定する国に次の事項を通報するものとする。

(a) 第二十六条、第二十七又は第二十八条の規定に従つて行なわれるこの条約の署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) 第二十九条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

(c) 第三十条の規定に従つて行なわれる改正の要請

この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文として、その原本は、国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、第二十六条に規定するすべての国にその認証原本を送付するものとする。

以上の証換として、下名の全権委員は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

アフガニスタンのために
A・R・パズワク
千九百五十八年十月三十日

ブルガリアのために
M・タマヨ
千九百五十八年十月十七日

ボリビアのために
千九百五十八年十月十七日

ペルギー王国のために
千九百五十八年十月二十七日

ブルガリアのために
千九百五十八年十月十七日

保留
ドクトル フランツ・マウチ
千九百五十八年十月二十七日

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、沿岸国はその領水における外國軍艦の通航を許可するための手続を定めると考える。

沿岸国はその領水における外國軍艦の通航を許可するための手続を定める権利を有すると考える。

ドクトル ヴートフ
千九百五十八年十月三十一日

ビルマ連邦のために
K・キセリヨフ
千九百五十八年十月三十日

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
第二十条及び第二十三条の規定に従つて留保を附して留保の本文は、別紙のとおりである。

コロンビアのために
ホアン・ウリベ・オルギン
ホセ・ホアキン・カイセド・カステイニア
リヤ
千九百五十八年十月三十日

オーストラリアのために
E・ロナルド・ウォーカー
千九百五十八年十月三十日

アルゼンティンのために
千九百五十八年十月三十日

オーストラリアのために
E・ロナルド・ウォーカー
千九百五十八年十月三十日

第一十条の規定に従つて、白
ロシア・ソヴィエト社会主義
共和国政府は、外國の領水に
おける政府船舶は免除を享有す

し、したがって、この条に規定する措置は旗国の同意がある場合のみ政府船舶に対しても執ることができると考へる。

第二十三条 (軍艦に適用させられるDの規則)の規定に従つて、この条に規定する措置は旗国の同意がある場合のみ政府船舶に対しても執ることができると考へる。

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、沿岸国はその領水における外國軍艦の通航を許可するための手続を定める権利を有すると考へる。

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府は、沿岸国はその領水における外國軍艦の通航を許可するための手続を定めると考へる。

可が必要であることを宣言する。

コスター・リカのために

ラウル・トレホス・フローレス

キューバのために

F・V・ガルシア・アマドール

チエック・コスロヴァキアのために

次の留保を附して

会議が外国の領水における軍艦の通航に関する特別の規定を探査しなかつた事実にかん

がみ、チエック・コスロヴァキア共和国政府は、

第十四条及び第二十三条の規定がいかなる意味においても領水における軍艦の無害通航権を設定するものであると解することができない旨を強調することが必要であると考える。

チエック・コスロヴァキア共和国政府は、現行

の国際法の下においては、すべての政府船舶が差別なく免除を享有すると考えるので、第

十九条及び第二十条の規定を商業的目的のために運航する政府船舶について適用することに同意しない。

千九百五十八年十月三十日

デンマークのために

ドミニカ共和国のために

T・オルデンブルグ

A・アルヴァレス・アイバール

エクアドルのために

エル・サルヴァドルのために

エティオピアのために

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

G・A・グリッベンベリー

千九百五十八年十月二十七日

フランスのために

ドイツ連邦共和国のために

ギリシャのために

ガーナのために

リチャード・カーシー

K・B・アサンテ

ギリシャのために

グアテマラのために

L・アイシネナ・サラサール

ハイチのために

リガル

ヴァチカンのために

P・ドムール

ハンガリーのために

ホンデュラスのために

ドクトル・シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年十月三十一日

(別紙)

ハンガリーのために

第十四条及び第二十三条並びに第二十一条の規定に関する別紙の留保を附して

千九百五十八年四月三十日

デンマークのために

マーカス・ソレンセン

カレル・クルカ

千九百五十八年十月三十日

ドミニカ共和国のために

T・オルデンブルグ

A・アルヴァレス・アイバール

エクアドルのために

エル・サルヴァドルのために

エティオピアのために

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

G・A・グリッベンベリー

千九百五十八年十月二十七日

目的のために運航する政府船舶についてこれらの規定を一般に適用することができない

と考える。したがつて、商業

的の目的のために運航する政府

船舶の免除を制限するBの規

定は、旗国の同意がある場合

にのみ適用される。

アイランのために

H・G・アンデルセン

インドネシアのために

インドのために

ドクトル・マティンリダフタリ

イランのために

ハンガリーのために

留保を附して

ドクトル・シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年五月二十八日

(留保)

領海及び接続水域に関する

規定に関する別紙の留保を附して

千九百五十八年五月二十七日

ドクトル・シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年五月二十八日

ドクトル・シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年五月二十七日

ドクトル・シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年五月二十八日

ドクトル・シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年五月二十七日

アイルランドのために

フランスのために

ドランク・エイケン

千九百五十八年十月一日

イスラエルのために

シャプタイ・ロゼンス

イタリアのために

日本のために

ジヨルダン・ハシェミット王国のために

ラオスのために

大韓民国のために

リベリアのために

リビアのために

レバノンのために

モナコのために

ルクセンブルグ大公国のために

メキシコのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダ王国のために

オランダ王國のために

C・シユールマン

千九百五十八年十月三十一日

ニニー・ジーランドのために

フォス・シャナーン

千九百五十八年十月三十一日

ニニー・ジーランドのために

千九百五十八年十月三十一日

六八七

て規定されてまいりましたが、近時、各國によりその明文の規範の作成が強く望まれるに至りました。このような国際的機運を背景に、国際法の法典化の一環として、国際連合の主催のもとに一九五八年ジニーブで開催された海洋法に関する全権会議においてこれらの二条約が採択されたのであります。

さあ、公海に関する条約のおもな内容を申し上げます。

公海は、すべての国民に開放され、いかなる国もその主権のもとに置くことができないこと、船舶は原則として公海においてその国の排他的管轄権に服すること、すべての国は可能な限り海賊行為の抑止に協力すること、及び外国船舶が沿岸国の法令に違反する行為を行なつた場合は、中断されない限り公海においても追跡することができる

次に、領海及び接続水域に関する条約のおもな内容を申し上げます。

領海の幅を測定するための基線は、海岸の低潮線とする。すべての国の船舶は領海において沿岸国の平和、秩序または安全を害しない限り無害通航権を有すること、及び沿岸国が接続水域において行なうことのできる規制等について規定いたしております。なお、領海の幅については、海

以上三案件は、二月二十七日本委員会に付託されましたが、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。特に、領海及び接続水域に関する条約のうち無害通航権につきましては、本委員会を代表いたしまして、小泉純也君より次の三点について、外務大臣に対し条約上の解釈の確認を求める質問が行なわれました。

すなわち、「一、外國軍艦の領海の通航については、第十六条⁴にいうところの公海の一部分と公海の他の部分または外国の領海との間ににおける

て規律されてまいりましたが、近時、各國によりその明文の規範の作成が強く望まれるに至りました。このような国際的機運を背景に、国際法の法典化の一環として、国際連合の主催のもとに一九五八年ジニーブで開催された海洋法に関する全権会議においてこれらの二条約が採択されたのであります。

さあ、公海に関する条約のおもな内容を申し上げます。

公海は、すべての国民に開放され、いかなる国もその主権のもとに置くことができないこと、船

舶は原則として公海においてその国の排他的管轄権に服すること、すべての国は可能な限り海賊行為の抑止に協力すること、及び外国船舶が沿岸国の法令に違反する行為を行なつた場合は、中断されない限り公海においても追跡することができる

次に、領海及び接続水域に関する条約のおもな内容を申し上げます。

領海の幅を測定するための基線は、海岸の低潮線とする。すべての国の船舶は領海において沿岸国の平和、秩序または安全を害しない限り無害通航権を有すること、及び沿岸国が接続水域において行なうことのできる規制等について規定いたしております。なお、領海の幅については、海

以上三案件は、二月二十七日本委員会に付託されました。この件は、内閣提出の法律案(公職選舉法の一部を改正する法律案)であります。

○副議長(小平久雄君) 日程第五、公職選舉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第五、公職選舉法の一部を改正する法律案

国会に提出する。
昭和四十三年四月十一日

内閣総理大臣 佐藤栄作

二十九条第一項中「毎年三月三十日及び九月三十日」を「登録月の二十日」に改める。

第二十九条第二項中「毎年三月一日又は九月一日までに一箇年を経過するに至つたときはその者をそれぞれ三月三十日又は九月三十日」を「登録月の一日までに六箇月を経過するに至つたときはその者をそれぞれ当該登録月の七日」に改める。

第二十九条の二を削る。

第二十八条第一項中「並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日に当たる日まで)」を「及び登録月の十五日から二十五日まで」に改める。

第二十九条第六項中「三月十一日から同月二十一日まで及び九月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に、「七日」を「三日」に改める。

第二百四十三条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 前項のボスターは、第一項第五号のボスターと合わせて作成し、掲示することができる。

第二百五十四条第一項中「代理」を「代理人(公職の候補者でない者に限る。)」に改める。

第二百一条の六第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に、「前項の」を「第一項の」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第四号のボスターは、第二百四十三条(文書印刷の掲示)の規定にかかわらず、所屬候補者の選舉運動のために使用することができる。

ただし、当該ボスターについては、当該選舉区(参議院全国選出議員の選舉にあつては、全都道府県の区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものと

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

まず、日程第三につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

まず、日程第四につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

使用することはできない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。ただし、第百四十三条、第百五十四条第一項及び第二百一条の六の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 改正後の公職選挙法第百四十三条、第五十四条第一項及び第二百一条の六の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、参議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

2 施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙についても、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 改正後の公職選挙法の適用前にした行為及び前条第二項の規定により従前の例により行なわれる選挙に関して同法の適用後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「三月三十日又は九月三十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十一条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)」の

二十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日」に改める。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条中「公職選挙法」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のとおり改正する。

第三十二条中「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月の八日から十四日まで」に、「二月二十三日から十五日間」を「毎年二月二十三日から十五日間」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七日」を「三日」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 施行日から二十日を経過する日までの間にされている地方自治法第七十四条の規定による請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のとおり改正する。

第三十二条中「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月の八日から十四日まで」に、「二月二十三日から十五日間」を「毎年二月二十三日から十五日間」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七日」を「三日」に改める。

(漁業法の一部改正)

第七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のとおり改正する。

第九十四条第一項中「附則第四項及び第五項を「附則第五項及び第六項」に改め、同項の表の第二十三条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に、「十月二十日から十一月三日まで」を「毎年十月二十日から十一月三日まで」に改め、同表の第二十四条第一項の項中「七日」を「三日」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)」の

をいう。)の二十日に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のとおり改正す

る。

第十一条中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同条の表の第二十一条第一項の項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」を「登録月の八日から十四日まで」に、「二月二十三日から十五日間」を「毎年二月二十三日から十五日間」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七日」を「三日」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のとおり改

正する。

第三十二条中「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月の八日から十四日まで」に、「二月二十三日から十五日間」を「毎年二月二十三日から十五日間」に改め、同表の第二十四条第二項の項中「七日」を「三日」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 施行日から二十日を経過する日までの間にされている地方自治法第七十四条の規定によ

る請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のとおり改

正する。

第三十二条中「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)」の

をいう。)の二十日に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)」の

をいう。)の二十日に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)」の

をいう。)の二十日に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)」の

をいう。)の二十日に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月の日)」を「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)」の

をいう。)の二十日に改める。

以上が本案のおもな内容であります。

本案は、四月十二日本特別委員会に付託され、昨十七日、赤澤自治大臣より提案理由の説明を聽取し、質疑を行ない、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員会理事長 渡海元三郎君。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員会理事長 渡海元三郎君。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第六、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、日程第七、金融機関の合併及び転換に関する法律案(内閣提出)について議題といたします。

右
国会に提出する。
昭和四十三年二月十二日
内閣總理大臣 佐藤 栄作

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

昭和四十三年二月十二日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

第一条 相互銀行法等の一部を改正する法律(相互銀行法の一部改正)

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律

（相互銀行法の一部改正）

第一条 相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号及び第三号に規定する業務は、中小企業者（常時使用する従業員の数が三百人以下又は資本の額若しくは出資の総額が政令で定める金額以下の事業者をいう。以下この項において同じ。）に対して営むものとする。ただし、次に掲げる場合には、中小企業者以外の者に対しても営むことができる。

一 個人に對し事業資金以外の資金の貸付け

円」を「二億円」に改める。

第八条を次のように改める。

第五条中「三千万円」を「三億円」に、「二千万円」を「二億円」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第二十条の次に次の二条を加える。

（銀行との関係）

第二十条の二 相互銀行は、銀行法にいう銀行ではない。ただし、銀行法及びこれに基づく別段の定めがない限り、相互銀行を含むものとする。

第二十五条第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第二号を次のように改める。

三 刪除

（信用金庫法の一部改正）

第二条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条 第五十四条」を「第五十三条 第五十四条の二」に改める。

第五条第一項中「一千万円」を「一億円」に、「五百万円」を「五千万円」に改め、同条第二項中「一億円」を「十億円」に改める。

第七条中「左の金庫」を「金庫」に改め、各号を削る。

第十条第一項中「三百人」の下に「をこえ、かつ、法人についてはその資本の額又は出資の総額が一億円」を加える。

第十一条第一項中「有しなければ」を「有し、かつ、その出資額は、次に掲げる金額以上で定款で定めることによらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五条第一項第一号の信用金庫の会員にあつては一万円

二 地方公共団体に對し資金の貸付けをする場合その他の大蔵省令で定める場合

三 信用金庫連合会の会員にあつては十万円

第十六条中「期間内に」を「ところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

2 信用金庫は、前項後段の場合において、その譲受けにより有することとなる持分が政令で定める限度をこえることができないことを定款で定めなければならない。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 会員は、その出資額が金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第十一条第一項に定める出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなつた日から一年以内に当該最低限度額に達しない場合には、その期間を経過した日に脱退する。

第十八条第一項中「第四号まで」の下に「又は第二項」を加える。

第二十二条第二項第七号中「金額」の下に「及び会員の出資の最低限度額」を加え、「その払込を「出資の払込み」に改める。

第五十条第五項中「おいては、」を「おいて」に、「及び」を「又は」に、「について譲決することができるない」を「譲決をしたときは、金庫は、その譲決の日から一週間以内に、会員に譲決の内容を通知しなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の定款には、総代の定款その他政令で定める事項を定めなければならない。

第五十条の次に次の二項を加える。

（総会と総代会の関係）

第五十条の二 前条第六項の通知をした金庫に

一 第五条第一項第一号の信用金庫の会員にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十三条第二項又は第四十四条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十三条第二項の規定による書面の提出又は第四十四条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第五十三条第一項第二号を次のように改め、同項第四号から第六号までの規定中「会員のためにする」を削る。

2 会員に対する資金の貸付け

第五十三条第二項を次のように改める。

2 信用金庫は、前項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度において、政令で定めるところにより、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下同じ。）をすることができる。

第五十四条第一項第二号中「貸付及び手形の割引」を「貸付け」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（会員に対する貸付けの制限）

第五十四条の二 信用金庫は、一會員に対する資金の貸付けの額の合計額が、その出資及び準備金（第五十六条の準備金その他の会員勘定に属する準備金をいう。）の額の合計額の百分の二十に相当する金額をこえることとなるときは、その者に対し資金の貸付けをしてはならない。

第九十一条第三号中「第十七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法

律第百八十一号)の一部を次のよう改定する。

第九条の八第二項第六号中「前号に掲げる者」を「前二号の法人又は個人」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項中同号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 組合員のためにする内国為替取引

二 組合員のためにする有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱い

三 組合員のためにする有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

四 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第七十五条第二項第十号及び第四項、第一百七十八条並びに第一百八十九条(払込取扱銀行)(これらの規定を同法第二百八十一条ノ十四(新株発行についての適用規定)において準用する場合を含む)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号(登記の添附書類)の規定の適用について、銀行とみなす。

五 第九条の九第一項第二号中「会員」を「会員(前号の事業を行なう協同組合連合会にあつては、会員である信用協同組合の組合員を含む)」に改め、同条第五項中「第一号から第四号まで」を「第一号、第二号から第七号まで及び第九号」に改める。

六 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

七 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

八 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

九 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十一 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十二 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十三 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十四 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十五 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十六 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十七 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

十八 第百三十条中「(昭和三十八年法律第二百一十五号)」を削る。

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。
(最低資本の額等の改正に伴う経過措置)

2 改正後の相互銀行法第五条、信用金庫法第五条(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次の

ように改定する。

第二条を削り、第三条第一項中「五百万円」を「二千万円」に、「二百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「出資の額」の下に「及び準備金(第二十一号)第八条(法定準備金)の準備金その他

の組合員勘定に属する準備金をいう。)の額の合計額(第四条の二において「自己資本の額」という。)を加え、同条を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

二 (特定の事業についての認可)
第三条 信用協同組合等は、中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号(同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)の事業又は同法第九条の九第一項第二号の事業(会員である信用協同組合の組合員に対するものに限る。)を行なおうとするときは、行政

部会又は信用協同組合については、この法律の施行の際現に存する相互銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は信用協同組合については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過した日から適用し、同日前における

これらの金融機関の資本の額又は出資の総額については、なお従前の例による。

三 相互銀行でその資本及び準備金(利益準備金をいう。)の合計額(以下「自己資本の額」という。)がこの法律の施行の際に十億円に満たないものが、施行日から起算して三年を経過する日までに達すべき自己資本の額の目標額を定めた場合には、同日までは、当該相互銀行については、その目標額を自己資本の額とみなして相互銀行法第十条の規定を適用することができ

る。

四 前項の目標額は、自己資本の額の二倍に相当する額又は十億円のいずれか低い額の範囲内において大蔵大臣の承認を受けた額とする。

(信用金庫の会員の出資の最低限度額等に関する経過措置)

五 改正後の信用金庫法第十二条第一項の規定(会員の出資の最低限度額に係る部分に限る。)は、この法律の施行の際現に存する相互銀行、信用金庫連合会(次項において「金庫」という。)の会員である者については、施行日から起算して二年間

は適用しない。

六 この法律の施行の際現に存する金庫は、施行日から一年以内に、信用金庫法第十二条第一項、第十六条、第二十三条第二項及び第五十条の規定の改正に伴い必要とされる定款の変更を行なわなければならない。

(会員又は一組合員に対する貸付け等の制限に関する経過措置)

七 この法律の施行の際現に信用金庫又は信用

条及び協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する相互銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は信用協同組合については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過した日から適用し、同日前における

これらの規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

八 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する相互銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は信用協同組合については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過した日から適用し、同日前における

これらの規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

九 金融機関の合併及び転換に関する法律案

右

昭和四十三年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

提出する理由である。

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、他の法律による同種の金融機関相互間の合併に加えて、異種の金融機関相互間の合併及び転換の制度を設けることにより、金融機関が相互に適正な競争を行なうことができるような環境を整備して金融の効率化を図り、もつて国民经济の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条(營業の免許)の免許を受けた銀行(以下「銀行」と総称する。)

二 信用金庫

三 信用協同組合

四 条 この法律において「転換」とは、金融機関が第

四条の規定により異種の金融機関になることをいう。

五 この法律において「消滅金融機関」、「存続金融機関」又は「新設金融機関」とは、それぞれこの法律による合併により消滅する金融機関、当該合併後存続する金融機関又は当該合併により設立される金融機関をいふ。

六 この法律において「総会」とは、銀行の株主総会又は信用金庫若しくは信用協同組合の通常総会若しくは臨時総会(信用金庫法昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十条第一項(総代会)の総代会を含む)をいふ。

(合併)

第三条 次の各号に掲げる異種の金融機関は、合併を行なうことができる。この場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、当該各号に掲げる金融機関のいずれか(第四号の場合については、銀行)とする。

一 普通銀行及び相互銀行

二 銀行及び信用金庫

三 信用金庫及び信用協同組合

四 銀行及び信用協同組合(転換)

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる。

一 普通銀行が相互銀行になり、又は相互銀行が普通銀行になること。

二 銀行がその組織を変更して信用金庫になること。

三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

四 信用協同組合がその組織を変更して銀行又は信用金庫になること。

五 信用金庫が銀行になること。

六 銀行がその組織を変更して信用金庫になること。

七 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

八 信用協同組合が銀行になること。

九 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

十 信用金庫が銀行になること。

十一 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

十二 信用金庫が銀行になること。

十三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

十四 信用金庫が銀行になること。

十五 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

十六 信用金庫が銀行になること。

十七 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

十八 信用金庫が銀行になること。

十九 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

二十 信用金庫が銀行になること。

二十一 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

二十二 信用金庫が銀行になること。

二十三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

二十四 信用金庫が銀行になること。

二十五 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

二十六 信用金庫が銀行になること。

二十七 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

二十八 信用金庫が銀行になること。

二十九 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

三十 信用金庫が銀行になること。

三十一 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

三十二 信用金庫が銀行になること。

三十三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

三十四 信用金庫が銀行になること。

三十五 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

三十六 信用金庫が銀行になること。

三十七 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

三十八 信用金庫が銀行になること。

三十九 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

四十 信用金庫が銀行になること。

四十一 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

四十二 信用金庫が銀行になること。

四十三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。

(認可)

第六条 この法律による金融機関の合併及び転換は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七条 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併又は転換が金融の効率化に資するものであること。

二 合併又は転換により当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。

三 合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争を害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

四 当該金融機関が合併又は転換後に行なうべき業務を的確に遂行する見込みが確実でないこと。

五 大蔵大臣は、前項第二号又は第三号の基準に該合併に関する適用法規の原則

六 大蔵大臣は、前項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

七 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

八 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

九 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十一 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十二 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十三 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十四 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十五 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十六 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十七 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十八 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

十九 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

二十 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

二十一 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

二十二 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度とならないよう配慮しなければならない。

(第二章 合併)

第六条 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとする場合において、消滅金融機関又は転換前の金融機関が中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第百八十一号)に定める合併の場合の例による。

(所管行政庁)

(所管行政庁)の規定により都道府県知事を行政

府県とする信用協同組合であるときは、当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

七 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が前項の信用協同組合である場合における第一項から第四項までの規定の適用について、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。この場合においては、当該都道府県知事は、第一項の認可に関する処分をしようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

八 認可

第九条 大蔵大臣は、前項の認可をしようとする場合は、次の各号に掲げる基準に適合するか否かを審査しなければならない。

一 合併又は転換が金融の効率化に資するものであること。

二 合併又は転換により当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。

三 合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争を害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

四 当該金融機関が合併又は転換後に行なうべき業務を的確に遂行する見込みが確実でないこと。

五 当該金融機関が合併又は転換後に行なうべき業務を的確に遂行する見込みが確実でないこと。

六 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

七 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

八 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

九 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十一 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十二 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十三 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十四 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十五 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十六 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十七 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十八 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

十九 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

二十 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

二十一 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

二十二 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

二十三 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)について、次に定めるところによる。

は、前項の特定株主総会について準用する。この場合において、当該特定株主総会の決議については、第二項第二号の規定を準用する。

5 合併を行なう信用金庫又は信用協同組合における合併決議については、それぞれ信用金庫法第四十八条又は中小企業等協同組合法第五十三条(特別の決議)の規定を準用する。

(総会招集の通知)

第八条 銀行は、合併決議を行なう場合には、商法第二百三十二条(株主総会の招集通知)の規定による通知及び公告において、合併契約書の要領をも示さなければならない。

2 信用金庫又は信用協同組合が合併決議を行なう場合には、前条第一項の総会(以下「合併総会」という。)の招集は、その会日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

(会員等に対する新株の割り当てに関する措置)

第九条 存続金融機関又は新設金融機関たる銀行は、合併契約書に定める割当時の期日における消滅金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の会員又は組合員(第十四条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。)に対して合併により発行する新株を割り当てるものとする。

2 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なおうする信用金庫又は信用協同組合は、前項の規定により新株の割当てを受けるべき会員又は組合員の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後当該信用金庫若しくは信用協同組合への新たな出資又は持分の譲渡を承諾しないことができる。

3 (新設合併の設立委員等)
第十一条 合併により金融機関を設立する場合には、定款の作成その他設立に関する行為(信用金庫又は信用協同組合を設立する場合にあつては、定款の作成その他設立に関する行為(信用金庫又は信用協同組合を設立する場合にあつては、これを公告しなければならない。

は、役員の選任を含む。)は、合併を行なう各金融機関において選任した設立委員が共同して行なわなければならない。

2 前項に規定する役員の選任については、次に定めるとところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。

1 新設金融機関が信用金庫である場合には、当該信用金庫の会員にならうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

2 前項に規定する役員の選任したときは、合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、合併を行なう銀行の株主で、合併総会に先だつて当該銀行に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対したものは、当該銀行に対し、その者の所有する株式を、合併決議がなかつたならばその株式の有していたであろう公正な価格で買取るべき旨の請求をすることができる。

2 新設金融機関が信用協同組合である場合には、役員の定数の少なくとも三分の一は、当該信用協同組合の組合員にならうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

(合併に反対する株主の株式買取請求権)

第十二条 銀行と信用金庫又は信用協同組合とが合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、合併を行なう銀行の株主で、合併総会に先だつて当該銀行に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対したものは、当該銀行に対し、その者の所有する株式を、合併決議がなかつたならばその株式の有していたであろう公正な価格で買取るべき旨の請求をすることができる。

2 前項に規定する株主については、出資の割当てをしないものとする。

3 第二項の規定により支払すべき金額の決定について、合併決議の日から六十日以内(同項第二号に掲げる株主については、出資の割当ての期日から三十日以内)に、同項の銀行と株主との間で協議が整わないときは、株主は、裁判所に對し価格の決定を請求することができる。

4 前項の価格の決定があつたときは、存続金融機関及び新設金融機関たる信用金庫は、裁判所の決定する価格に對する合併の日後の法定利息をも支払わなければならない。

5 非訟事件手続法第百二十六条第一項(管轄裁判所)並びに第百三十二条ノ六第二項及び第三項株式買取価格の決定)の規定は、第三項の請求による価格の決定について準用する。

(合併に反対する会員等の持分払戻請求権)

第十四条 合併を行なう信用金庫又は信用協同組合の会員又は組合員で、合併総会に先だつて当該信用金庫又は組合員に対し、合併決議がなかつたならばその者の所有する株式の有していたであろう公正な価格に相当する金額を合併の日に支払わなければならない。

1 合併総会に先だつて当該銀行に對し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対したものを

2 信用金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十条(脱退者の持分の払戻し)の規定は、前項の規定により脱退する場合について準用する。

この場合には、合併の日をこれらの規定に規定する脱退した事業年度の終りとみなす。

(合併の登記)

第十五条 金融機関が合併を行なうときは、存続金融機関については変更の登記を、新設金融機関については設立の登記を、消滅金融機関については解散の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをることができる。

(合併の効力発生及び効果)

第十六条 金融機関の合併は、存続金融機関又は

新設金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 存続金融機関又は新設金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

(業務の継続の特例)

第十七条 存続金融機関又は新設金融機関は、その営業又は事業に關する法令により行なうことのできない業務に屬する契約又は制限されない契約に係る権利義務を合併により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に關する業務を繼續することができる。

2 外國為替業務又は信託業務を営む銀行が合併により消滅する場合において、存続金融機関又は新設金融機関がこれらの業務を営むことができない金融機関であるときは、前項の規定は、当該外國為替業務又は信託業務（これらの附隨業務を含む）については適用しない。

第十八条 金融機関が合併を行なつた場合において、消滅金融機関から承継した財産の価額が、当該金融機関から承継した債務の額及び当該金融機関の株主、会員又は組合員が合併（準備金の積立て）の額をこえるときは、そのことの額については、その次に定めるところによる。

一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第二百八十八条规定第一項（資本準備金）の資本準備金として積み立てなければならない。この場合には、同条第二項（合併の場合の準備金の積立て）の規定を準用する。

二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫又は信用協同組合であるときは、政令で定め

る額を除くほか、これらの金融機関が法律の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

(質権の効力)

第十九条 消滅金融機関の株式又は持分を目的とする質権は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2 消滅金融機関は、合併決議を行なつたときは、当該決議の日から二箇月以内に、その旨を前項の質権を有する者で知られているものに各別に通知しなければならない。

(差押えの効力)

第二十条 消滅金融機関の株式又は持分の差押え（仮差押えを含む。次項において同じ。）は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分にその効力を有する。

2 前項の規定は、消滅金融機関たる銀行の株式について、その差押えにつき執行官又は溝納処分（その例による処分を含む。）を執行する機関から当該銀行に対し通知があつたものに限り適用する。

3 前二項の規定の適用について必要な手続は、最高裁判所が定めるものを除くほか、政令で定める。

(商法等の準用)

第二十一条 商法第四百八条ノ一（貸借対照表の備置き等）の規定は、合併を行なう信用金庫又は信用協同組合について準用する。

2 商法第三百七十九条（端株の処置）及び第百三十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定は、次の場合について準用する。

一 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう信用金庫又は信用協同組合につき新株の割当てに適しない端数の出資がある場合

二 信用金庫を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう銀行につき出資の割当てに適しない端数の株式がある場合

3 商法第一百四条（合併に係る銀行については、同条第一項及び第三項並びに同法第四百五条、第一百五条、第一百六条及び第一百八条から第百十一条まで（合併無効の訴え）並びに非訟事件手続法第一百二十六条第一項（管轄裁判所）、第一百三十五条ノ七（合併無効の登記）及び第一百四十条（裁判の勝本の添附）の規定は、金融機関の合併について準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第二十二条 銀行と合併を行なう信用金庫又は信用協同組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条规定（会社の合併）に係る規定の適用については、会社とみなす。

3 第十一条第一項から第四項まで及び第十八条から第二十条まで 金融機関が第四条第二号から第四号までの規定による転換を行なう場合

4 第十三条及び第二十一条第二項第一号 銀行が信用金庫に転換を行なう場合

5 第十四条 信用金庫又は信用協同組合が転換を行なう場合

6 第十七条 金融機関が転換を行なう場合

2 前項の場合において、同項各号に掲げる規定中「合併」とあるのは「転換」と、「合併決議」とあるのは「転換決議」と、「合併契約書」とあるのは「転換計画書」と、「合併総会」とあるのは「第二十三条第一項の総会」と、「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、「存続金融機関又は新設金融機関」とあるのは「転換後の金融機関」と、第八条第一項中「要領」とあるのは「要領」である。

3 第十条第二項の規定は、第一項の総会において、信用金庫に転換を行なう銀行については、第七条第二項第二号、第三項及び第四項の規定を準用する。

2 前項の総会においては、同項の決議により、第四条第一号の転換については転換前の金融機関の定款の変更を、同条第二号から第四号までの転換については転換後の金融機関の定款の作成をしなければならない。

3 第十条第二項の規定は、第一項の総会において転換後の金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の役員を選任する場合について準用する。

2 第二十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる場合について準用する。

一 第八条 金融機関が前条第一項の承認の決議（以下「転換決議」という。）を行なふ場合

二 第九条及び第二十一条第二項第一号 信用金庫又は信用協同組合が銀行に転換を行なう場合

(合併に関する規定の準用)

二 信用金庫を存続金融機関又は新設金融機関係する通知及び第五十条の二（総会と総代会の開催）の規定は、信用金庫の転換について準用する。

に存する純資産額が同項に規定する総額に不足するときは、転換決議の当時の銀行の取締役又は信用金庫若しくは信用協同組合の理事は、それを転換後の金融機関に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

- 3 前項の義務は、総会の決議がなければ免除することができない。

(転換の登記)

第二十六条 金融機関が転換を行なつたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の金融機関については解散の登記を、転換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならない。

- 2 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第七十一条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをなすことができる。

(転換無効の訴え)

第二十七条 金融機関の転換の無効は、本店又は主たる事務所の所在地において転換の日から六ヶ月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 商法第一百四条第二項(転換に係る銀行について)

第三十一条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他この法律の執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十二条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を圖り又は新設金融機関たる銀行に損害を加える目的で、その任務にそむき當該銀行に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

所、第二百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第二百四十四条(裁判の贈本の添附)の規定は、前項の訴えについて準用する。

(事業年度)

第二十八条 金融機関が事業年度の中途において転換を行なう場合には、当該転換前の金融機関の事業年度は、転換の日に終了したものとみなす。

第四章 雜則

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

第二十九条 金融機関が第六条第一項の認可を受けた事項を実行したときは、逕済なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 2 金融機関が第六条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 前項の規定は、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、適用しない。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が第六条第六項の信用協同組合である場合における第一項及び前項の規定の適用について、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(権限の委任)

第三十条 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に行なわせることができる。

(政令への委任)

第三十一条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他この法律の執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十二条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を圖り又は新設金融機関たる銀行に損害を加える目的で、その任務にそむき當該銀行に財産上の損害を加えたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項(第二十三条规定第一項後段において準用する場合を含む。)に規定する特定株主総会又は第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法(次号を除き、以下「商法」という。)第四百十二条若しくは第四百三十三条に規定する株主総会若しくは創立総会(以下「総会等」と総称する。)における発言又は議決権の行使

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第三十一条(合併無効の登記)及び第二百四十四条(裁判の贈本の添附)の規定は、前項の訴えについて準用する。

所、第二百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第二百四十四条(裁判の贈本の添附)の規定は、前項の訴えについて準用する。

3 第三十二条 金融機関の役員(銀行にあつては、

商法第二百五十八条第二項又は第二百七十三条第一項(これららの規定を同法第二百八十条において準用する場合の第二十一條第三項において準用する

商法第二百四十四条第一項(管轄裁判所)、第二百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第二百四十四条(裁判の贈本の添附)の規定は、前項の訴えについて準用する。

3 第三十三条 金融機関の役員(銀行にあつては、

商法第二百五十八条第二項又は第二百七十三条第一項(これららの規定を同法第二百八十条において準用する場合の第二十一條第三項において準用する

商法第二百四十四条第一項(管轄裁判所)、第二百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第二百四十四条(裁判の贈本の添附)の規定は、前項の訴えについて準用する。

は、第二十五条第一項の純資産額につき官公署又は総会(第二十三条第一項後段において準用する第七条第三項に規定する特定株主総会を含む)に対して不実の申立てを行ない、又は事實を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 前二条の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、その職務に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第三十六条 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第三十七条 第三十五条第一項又は前条第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第三十五条第一項又は第三十六条第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十八条 第三十五条第一項又は第三十六条第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 第三十九条 金融機関の役員若しくは清算人(銀行にあつては、商法第二百五十八条第二項又は第二百七十三条第一項(これららの規定を同法第二百八十条において準用する場合の第二十一條第三項において準用する場合を含む。)の職務代行者を含む。)又は第十一条第一項の設立委員は、次の各号の一に該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。

2 前項の過料には、三十万円以下の過料に処する。

3 第二百七十三条第一項(これららの規定を同法第二百八十条において準用する場合の第二十一條第三項において準用する場合を含む。)の職務代行者を含む。)又は第十一条第一項の設立委員は、次の各号の一に該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。

四 十七条第一項に規定する訴えの提起

四 総会等の決議に対する商法第二百四十七条第一項、第二百五十二条又は第二百五十三条第一項(これららの規定を第七条第四項(第二百五十二条)において準用する場合を含む。)に規定する

第一項(これららの規定を第七条第四項(第二百五十二条)において準用する場合を含む。)に規定する

べきしたとき。

四 第十一条第四項（第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は転換を行なつたとき。

五 商法第四百八条ノ一（第二十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して貸借対照表を備えて置かず、正当な理由がないのにその貸借対照表の開露を拒み、又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

六 第十二条第三項の規定に違反して株式の処分を怠つたとき。

七 総会等を定款に定めた地以外の地において、又は商法第二百三十三条（第七条第四項（第二十三条第一項後段において準用する場

合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して招集したとき。

八 第十条第一項若しくは第二十三条第二項の規定により作成すべき定款又は総会等の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 第十八条（第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは。

規定期により作成すべき定款又は総会等の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二 登録免許税法（昭和四十一年法律第三十五号）の一部を次のよう改正する。

別表第一の第二十四号に次のように加える。

（四）金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第六号）第六条第一項（認可）の規定による合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人が同条第五項の規定により、当該合併を行なう法人の当該合併直前において受けたものとみなされるものに限る。）又は転換（当該合併後の法人が信用協同組合であるものを除く。）の認可

合併又は 転換の件	一件につ き五万円
--------------	--------------

す。大蔵委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

金融の効率化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に資するため、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の相互間の合併及び転換の制度を設けることにより、これらの金融機関が相

互に適正な競争を行なうことができるよう環境を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

金融の効率化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に資するため、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の相互間の合併及び転換の制度を設けることにより、これらの金融機関が相

互に適正な競争を行なうことができるよう環境を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めま

規定期により作成すべき定款又は総会等の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

この法律案は、中小企業金融の円滑化をはかり、金融の効率化を促進するため、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合について、それぞれの法律の一部を次により改正しようとするものであります。

すなわち、第一は、相互銀行法についての改正であります。相互銀行の融資対象を、主として、従業員数が三百人以下または資本金が政令で定める金額以下の中小企業者とするとともに、中小企業金融の専門機関たる性格を明確にすることとしております。

次に、最低資本の額を現行の十倍に引き上げ、これにて三年の経過期間を置くこととするほか、営業区域の廃止等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

第二は、信用金庫法についての改正であります。まず、信用金庫の会員となり得る事業者の範囲について、現行の従業員基準のほか、新たに資本金基準を設け、このいずれか一方を満たせばよいこととしております。

次に、金庫の出資の総額の最低限度を現行の十倍に引き上げ、相互銀行と同様、これにて三年の経過期間を置くこととしております。

また、内国為替取引及び有価証券の払い込み金の受け入れ等の付随業務を会員以外の者についても行ない得ることとし、あわせて政令で定めることにより、会員以外の者に対しても融資を行なうを得ることとしております。このほか、会員一人当たりの出資の最低限度を定め、一会员に対する貸し付け等を自己資本の二〇%以内に制限し、総代制度を改善する等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

第三は、信用協同組合についての改正であります。まず、信用協同組合について、組合員のための内国為替取引及び有価証券の払い込み金の受け入れ等の付隨業務を新たに行ない得ることとし、また、信用事業を行なう連合会について、その会員である信用協同組合の組合員に対する貸

し付け等を加えることとしております。

次に、信用協同組合の出資の総額の最低限度を現行の四倍または五倍に引き上げ、やはりこれに三年の経過期間を置くこととしております。このほか一組合員に対する貸し付け等を自己資本の二〇%以内に制限する等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

本案につきましては、昨四月十七日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、大村義治君は自由民主党を代表し、また広沢賢一君は日本社会党を代表して、いずれも本案に賛成の旨を述べられました。

続いて採決いたしましたところ、全会一致をもつて本案は原案のとおり可決となりました。

なお、本案に対しても、金字一平君外三十八名提出の自民、社会、民社、公明四党共同提案にかかる附帯決議を付することに決しました。

附帯決議の内容は、借り入れ側中小企業の必要とする低利にして豊富な資金を供給するよう指導すべきこと、信用保証の拡充、政府関係公庫資金ワクの拡大、利子の引き下げその他融資条件の改善等必要な措置を行なうべきこと、競争原理の導入を急ぐあまり、規模の小さい専門機関の営業分野が不当に侵されないよう配慮すること、代理業務の範囲の拡大をはかり経営の安定に資することと、預金者保護の措置を講ずべきこと、という趣旨のものであります。

次に、金融機関の合併及び転換に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、金融機関相互間に適正な競争原則及び転換について、法律上その道を開こうとするものであります。すなわち、

第一は、普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合は、大臣の認可を受けて、相互間ににおいて合併または転換を行なうことができるこ

なお、大蔵大臣が認可をしようとするときは、一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととするとともに、その審査にあたっては、同種の金融機関相互間の合併を妨げることのないよう配慮しなければならないこととしております。

第二は、合併または転換に反対する銀行の株主等については、株式買取請求権または支払請求権を認め、また、信用金庫の会員または信用協同組合の組合員については、持分払戻し請求権を認め、これら利害関係者の利益を保護することとしております。

また、合併または転換を行なう金融機関の債権者の利益を保護するためには、債権者の異議申立ての制度を設けることとしております。

第三は、合併または転換前の金融機関の業務のうち、合併または転換後の金融機関が法令上行なうことができるようになったものについては、合併または転換後でも一定期間継続することができるこ

ととしております。

本案につきましては、昨四月十七日、質疑終了し、直ちに討論に入りましたところ、大村義治君は自由民主党を代表して本案に賛成の旨を、また広沢賢一君は日本社会党を代表して本案に反対の旨を、それぞれ述べられました。

統いて採決いたしましたところ、多数をもつて本案は原案のとおり可決となりました。

なお、本案に対しても、金子一平君外二十六名提出の自民、民社、公明三党共同提案にかかる附帯決議を付することに決しました。

附帯決議の内容は、

本法の推進にあたり、特に人員整理、労働条件の引下げ、差別待遇等を行なうことのないよう、労使間において自主的に決定せしめるとともに合併及び転換に際して、中小金融機関にもつばら依存していた中小零細企業者が、不利益をこうむる結果を招来しないよう特に配慮す

べきである。

といふものであります。

なお、以上両案に対する附帯決議については、水田大蔵大臣より、十分御趣旨を尊重して善処する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時六分散会
●副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

●副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

本日は、これにて散会いたしました。

午後三時六分散会

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
防衛廳長官官房 長島 豊君
防衛施設厅施設 鎌江 士郎君
部長 門川 昭二君

内閣委員 黒田 寿男君 楠 兼次郎君
内閣委員 世耕 政隆君 村上信一郎君
内閣委員 武部 文君 華山 親義君
内閣委員 江田 三郎君 栗林 三郎君
内閣委員 小濱 新次君

内閣委員

内閣委員 野口 忠夫君 大橋 敏雄君
内閣委員 堀川 昌雄君 田中 昭二君

外務委員

外務委員 世耕 政隆君 村上信一郎君

内閣委員

内閣委員 野口 忠夫君 大橋 敏雄君

内閣委員

内閣委員 黒田 寿男君 楠 兼次郎君
内閣委員 世耕 政隆君 村上信一郎君
内閣委員 武部 文君 華山 親義君
内閣委員 江田 三郎君 栗林 三郎君
内閣委員 小濱 新次君

内閣委員

内閣委員 野口 忠夫君 大橋 敏雄君

内閣委員 黒田 寿男君 楠 兼次郎君
内閣委員 世耕 政隆君 村上信一郎君
内閣委員 武部 文君 華山 親義君
内閣委員 江田 三郎君 栗林 三郎君
内閣委員 小濱 新次君

内閣委員

内閣委員 野口 忠夫君 大橋 敏雄君

内閣委員 黒田 寿男君 楠 兼次郎君
内閣委員 世耕 政隆君 村上信一郎君
内閣委員 武部 文君 華山 親義君
内閣委員 江田 三郎君 栗林 三郎君
内閣委員 小濱 新次君

内閣委員

内閣委員 野口 忠夫君 大橋 敏雄君

大蔵委員	八木 一男君	野口 忠夫君	麻生 良方君	交通安全対策特別委員	浜田 光人君	只松 祐治君
文教委員	江崎 真澄君	渡辺 雄君	議院運営委員	野口 忠夫君	山口 鶴男君	(議案提出)
社会労働委員	野口 忠夫君	佐野 進君	農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案	唐橋 東君	伊藤惣助丸君	沖縄及び北方問題等に関する特別委員
商工委員	柳田 秀一君	田中 武夫君	学校給食法の一部を改正する法律案	柳橋 政嗣君	伊賀定盛君外十二名提出	辞任を許可した。
予算委員	橋 兼次郎君	佐野 進君	外八名提出	野口 忠夫君	山口 鶴男君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
内閣委員	岡田 春夫君	西村 榮一君	学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(伊賀定盛君外十二名提出)	奥野 誠亮君	菅 太郎君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
決算委員	横山 利秋君	塙本 三郎君	（衆約付託）	松野 賴三君	太郎君	一、去る十六日、委員会に付託された条約は次の通りである。
懲罰委員	柳田 秀一君	矢野 鑑切	（議案付託）	竹内 黎一君	雄藏君	一、去る十六日、委員会に付託された条約は次の通りである。
一、昨十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	中村 重光君	黒田 寿男君	（議案付託）	坂田 徹君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
二、昨十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	橋 兼次郎君	矢野 鑑切	（議案付託）	谷川 和穂君	和穂君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
内閣委員	江田 三郎君	栗林 三郎君	（議案付託）	山田 久就君	久就君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
大蔵委員	武部 文君	華山 親義君	（議案付託）	浜田 光人君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
地方行政委員	野口 忠夫君	松本 忠助君	（議案付託）	佐々木良作君	和穂君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
外務委員	堀 昌雄君	世耕 政隆君	（議案付託）	近江巳記夫君	久就君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
運輸委員	野口 忠夫君	石田幸四郎君	（議案付託）	以上二件 外務委員会 付託	浜田 光人君	一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。
社会労働委員	堀 昌雄君	大橋 敏雄君	（議案付託）	佐々木良作君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
内閣委員	内海 清君	小瀬 新次君	（議案付託）	近江巳記夫君	和穂君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
通信委員	春日 一幸君	栗林 三郎君	（議案付託）	以上二件 農林水産委員会 付託	浜田 光人君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
予算委員	森本 基君	青木 正久君	（議案付託）	佐々木良作君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
春日 一幸君	安宅 常彦君	竹内 黎一君	（議案付託）	斎藤 実君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
江田 三郎君	江田 三郎君	永山 忠則君	（議案付託）	以上三件 農林水産委員会 付託	青木 正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
科学技術振興対策特別委員	玉置 一徳君	松野 賴三君	（議案付託）	佐々木良作君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
（議案付託）	菅 太郎君	松澤 雄藏君	（議案付託）	斎藤 実君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
（議案付託）	山田 久就君	奥野 誠亮君	（議案付託）	以上三件 農林水産委員会 付託	斎藤 実君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
（議案付託）	和穂君	和穂君	（議案付託）	佐々木良作君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
（議案付託）	忠則君	忠則君	（議案付託）	斎藤 実君	正久君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。
（議案付託）	新次君	雄藏君	（議案付託）	以上三件 農林水産委員会 付託	斎藤 実君	一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。

次の通りである。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

旧陸海軍等の爆発物の爆発による被害者等に対する見舞金の支給に関する法律案(岡田利春君外十一名提出)

一、去る十六日、議員から提出した議案は次の通りである。

旧執達規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、一般の公務員の恩給の年額の増加に伴い、執行吏の恩給の年額についても、一般的な公務員の恩給の年額の増加の例に準じてこれを

増加するとともに、今後、一般的の公務員の恩給の年額が改定された場合、これにならつて執行吏の恩給の年額も別段の措置を講ずることなく

当然に改定されることにしようとするもので、本年十月分以後の改定年額は次のとおりである。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については改定されない。

1 六十五歳以上七十歳未満の者に係る恩給については、十九万七千五百円を俸給年額とみなしして算出して得た年額

2 七十年以上の者に係る恩給については、二十万七千五百円を俸給年額とみなして算出し

て得た年額

一、議案の可決理由

執行吏の恩給は、従来、一般的の公務員の恩給の増額が行なわれるたびに、これに準じて増額

されている。

今国会において、一般的の公務員の恩給を本年

十月から増額する「恩給法等の一部を改正する法律案」が提出されており、本案は、これに準

じて執行吏の恩給を増額する措置を講ずると同時に、将来さらに恩給に関する法令の改正により、一般の公務員の恩給の年額が改定される場合には、執行吏の恩給の年額も、これにならつて自動的に改定されることにしようとするものであり、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度総理府関係予算に五万一千円を計上している。

右報告する。

昭和四十三年四月十六日

法務委員長 永田 充一

衆議院議長 石井光次郎殿

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の要旨は、次のとおりである。

1 沖縄とその住民に関する諸問題に関する、沖縄現地において解決することが適当な事項について、より迅速かつ円滑に処理することができるようにするため、從米米国民政府との連絡に関する事務が主たるものであつた日本政府南方連絡事務所の所掌事務に、米国民政府機関の協議に関する事務を新たに加えることとし、この事務が外交事務に属するので、その執行については外務大臣が指揮監督を行なうこととし、同時に、同事務所の名称を新しい所掌事務に相応するよう日本政府沖縄事務所と改称することとする。

2 同和対策協議会は、同和対策として推進す

べき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡をすることを目的として昭和四十一年四月一日に総理府の附屬機関として設けられたもので、その設置期限は昭和四十三年三月三十日までとされていたのであるが、これが結論を得るためにには、なお、しばらくの期間を要する実情等にかんがみ、再び同和対策協議会を設置し、その設置期限を昭和四十五年三月三十日までとする。

二 議案の可決理由

沖縄現地において解決することが適当な事項の処理の迅速化等を図るために並びに同和対策協議会の審議状況にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約五百十八万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十三年四月十六日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

公海に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

公海の制度は、従来、国際慣習によつて規律されてきたが、近時、明文の規範の作成が望まれるに至つた。よつて、国際連合総会が国際法の漸進的発達及び法典化を目的として設置した国際法委員会においてその成文化の作業が進められ、一九五六年の第八会期において海洋法

要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

国際法委員会においてその成文化の作業が進められ、一九五六年の第八会期において海洋法の条約案が作成された。ついで、国際連合の主催の下に一九五八年二月からジエネラルにおいて海洋法に関する国際会議が、わが国を含む八十

六箇国が参加のもとに開催され、条約案の審議が行なわれた結果、一九五八年四月二十九日に本条約が採択された。本条約は、一九六二年九月三十日に効力を生じており、一九六七年十二月現在の締約国は四十箇国である。

本条約には、

1 「公海」とは、いずれの国の領海又は内水にも含まれない海洋のすべての部分をいうこと。

2 公海はすべての国民に開放され、いかなる国もその主権の下におくことができないこと。

3 公海の自由は、この条約の規定及び国際法の他の規則で定める条件に従つて行使されること。

4 船舶は一国ののみの旗を掲げて航行するものとし、原則として公海において旗国の排他的管轄権に服するものとする。

5 公海上の軍艦は旗國以外のいづれの国の管轄権からも完全に免除されること。

6 すべての国は、可能な限り、海賊行為の抑止に協力すること。

7 外国籍船が、沿岸国の法令に違反する行為を行なつた場合は、その船舶が、内水、領海又は接続水域にある時に拿捕するために沿岸

航行なうことができ、中断されない限り、公海において引き続き追跡することができる

等を規定している。

なお、本条約は、わが国の批准書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目でわが国ひいては効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、国際法の法典化に寄与するとともに、公海に関する問題に関するわが国と諸外国との関係を一層明確な基準につとつて円滑に処理できることとなり、これはひいては世界の主要な海運国たるわが国の利益に資することにもなると認められるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月十七日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

領海の制度は、従来、国際慣習によつて規律されてきたが、近時、明文の規範の作成が望まれるに至つた。よつて、国際連合総会が国際法の漸進的発達及び法典化を目的として設置した国際法委員会においてその成文化の作業が進められ、一九五六年の第八会期において海洋法

の条約案が作成された。ついで、国際連合の主催の下に一九五八年一月からジエネーブにおいて海洋法に関する国際会議が、わが国を含む八十六箇国の参加のもとに開催され、条約案の審議が行なわれた結果、一九五八年四月二十九日に本条約案が採択された。本条約は、一九六四年九月十日に効力を生じており、一九六七年十二月現在の締約国は三十三箇国である。

本条約には、

1. 国の主権は、その領土及び内水をとて領海に及ぶこと。
2. 領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されていける海岸の低潮線とすること。
3. 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿つて至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くにあたつて、適当な地点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。
4. すべての国の船舶は、領海において沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り無害通航権を有すること。
5. 沿岸国は、領海の無害通航を妨害してはならないが、沿岸国は、自國の安全の保護のため不可欠である場合には、その領海内の特定の区域において、外国船舶の間に差別を設けることなく、外国船舶の無害通航を一時的に停止することができる。
6. 軍艦が沿岸国の領海の通航に関する規則を遵守しなかつた場合は、その軍艦に対し領海から退出することを要求することができる。

7. 沿岸国は、領海に接続する公海上に、領海を測定するための基線から十二海里以内に接続水域を設定することができる。

8. 接続水域内においては、自國の領土又は領土又は領海内で行なわれたこれらの規則違反を処罰するため必要な規制を行なうことができる。

等を規定している。

なお、本条約は、わが国の批准書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目でわが国について効力を生ずることになつていて、よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、国際法の法典化に寄与するとともに、領海及び接続水域に関する問題についてわが国と諸外国との関係を一層明確な基準にのつとつて円滑に処理できることとなり、これはひいては世界の主要な海運国たるわが国の利益に資するものであり、また、外国軍艦の無害通航は必ずしも無条件に認めるものではないとの政府の確認もあることから、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

1. 選挙人名簿の登録は、毎年、三月、六月、九月及び十二月、(以下「登録用」という。)の四回定期に行なうものとする。
2. 他の市町村の区域内に住所を移転したことにより表示された登録は、表示後各登録月の一日までに六箇月を経過するに至つたときは、抹消するものとする。
3. ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターは、合わせて作成し、掲示するものとする。
4. 立会演説会においては、公職の候補者は、他の候補者の代理演説をすることができないものとすること。
5. 確認団体のポスターは、参議院議員の選挙においても、衆議院議員の選挙におけると同様、所属候補者の選挙運動のために使用することができるものとすること。

6. この法律は、昭和四十三年六月一日から施行するものとする。

ただし、選挙人名簿に係る改正規定以外の改正規定は、公布の日から施行し、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用するものとすること。

二 議案の可決理由

選挙が公明かつ適切に行なわれるためには現行の永久選挙人名簿制度の運用その他を実情に即するよう所要の改正を行なう必要があるので本案を妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月十七日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 小沢佐重喜
衆議院議長 石井光次郎殿

1. 議案の要旨及び目的

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律(内閣提出)に関する報告書

たゞし当該選挙区(参議院全国選出議員の選挙にあつては、全都道府県の区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできないものとすること。

6. この法律は、昭和四十三年六月一日から施行するものとする。

ただし、当該選挙区(参議院全国選出議員の選挙にあつては、全都道府県の区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできないものとすること。

昭和四十三年四月十七日
外務委員長 秋田 大助
衆議院議長 石井光次郎殿

(一) 相互銀行

1 資金の貸付け、手形の割引及び相互換金契約は、原則として中小企業者（従業員数三百人以下又は資本の額が二億円以下の事業者）に対して行なうこととする。

2 最低資本の額を現行の十倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置く。

3 営業区域を廃止するほか、所要の規定の整備を行なう。

(二) 信用金庫

1 信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の出資の総額の最低限度を現行の十倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置く。

2 信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の出資の総額の最低限度を現行の十倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置く。

3 信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の出資の総額の最低限度を現行の十倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置く。

4 信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の出資の総額の最低限度を現行の十倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置く。

5 信用金庫の一会员に対する貸付け等はその

官報外号(号)

(三) 信用協同組合

1 信用協同組合の事業に、組合員のために内国為替取引、有価証券の払込金の受け入れ等及び保護預りを加える。

2 信用事業を行なう連合会について、その事業に会員である信用協同組合の組合員に対する資金の貸付け等を加える。

3 信用協同組合の出資の総額の最低限度を地域により現行の四倍又は五倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置くこととする。

4 信用協同組合の出資の総額の最低限度を地域により現行の四倍又は五倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置くこととする。

5 信用協同組合の出資の総額の最低限度を地域により現行の四倍又は五倍に引き上げ、これに三年の経過期間を置くこととする。

昭和四十三年四月十七日

大蔵委員長 田村 元
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

中小企業金融制度の整備改善のための相互

銀行政法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

中小企業金融制度の整備改善に伴い、これら

の金融機関が本来の中小企業金融に徹して、借り入れ側中小企業の必要とする低利にして豊富な資金を供給するようさらに指導すべきである。

これとあわせて、信用保証の拡充、政府関係公庫資金ワークの拡大、利子の引下げその他融資条件の改善等を通じて、中小企業者に対しより有利にして確実な効果をあげるよう必要な措置を行なうべきである。

3 合併又は転換を行なうため、総会における

合併契約書又は転換計画書の承諾、総会の招集、設立委員の選任、登記等所要の手続を定める。

4 合併又は転換に反対する銀行の株主、信用

金庫の会員及び信用協同組合の組合員等の利益を保護するため、株主の株式買取請求権及び支払請求権並びに会員又は組合員の持分払戻請求権を認める。

また、合併又は転換を行なう金融機関の債権者の利益を保護するため、債権者の異議申立ての制度を設ける。

5 合併又は転換前の金融機関の業務で、合併

又は転換の結果、法令上行なうことができなくなつたものについては、合併後又は転換後

でも一定期間、これらの業務を継続すること

ができるよう規定する。

1 議案の可決理由

最近における金融機関をとりまく環境の変化に対応して、民間中小企業金融専門機関について、その最低資本（出資）の額、融資対象、融資限度等を改めることは適切妥当な措置であることを認め、別紙附帯決議を附して本案は、原案

のとおり可決すべきものと認決した次第である。

2 代理業務の範囲の拡大をはかり經營の安定

に資すること。

3 預金者保護の措置を講ずべきである。

4 金融機関の合併及び転換に関する法律案

に対しして、資金の貸付け及び手形の割引がで

きることとする。

右報告する。

一 議案の要旨及び目的

金融機関相互間に適正な競争原理を導入し、金融の効率化をはかるため、次により、從来規定のなかつた異種の金融機関相互間の合併及び転換の道を開こうとするものである。

1 普通銀行、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合について、異種の金融機関相互間の合併及び転換の制度を設ける。

2 異種の金融機関の合併及び転換は、認可を要する。

3 合併又は転換を行なうため、総会における

合併契約書又は転換計画書の承諾、総会の招

集、設立委員の選任、登記等所要の手続を定める。

4 合併又は転換を行なう金融機関の債

権者の利益を保護するため、株主の株式買取請求権及び支払請求権並びに会員又は組合員の持分払戻請求権を認める。

また、合併又は転換を行なう金融機関の債

権者の利益を保護するため、債権者の異議申

立ての制度を設ける。

5 合併又は転換前の金融機関の業務で、合併

又は転換の結果、法令上行なうことができなくなつたものについては、合併後又は転換後

でも一定期間、これらの業務を継続すること

ができるよう規定する。

1 議案の可決理由

最近における金融機関をとりまく環境の変化

に対応して、民間中小企業金融専門機関について、その最低資本（出資）の額、融資対象、融資

限度等を改めることは適切妥当な措置であることを認め、別紙附帯決議を附して本案は、原案

のとおり可決すべきものと認決した次第である。

2 代理業務の範囲の拡大をはかり經營の安定

に資すること。

3 預金者保護の措置を講ずべきである。

4 金融機関の合併及び転換に関する法律案

に対しして、資金の貸付け及び手形の割引がで

きることとする。

右報告する。

官報 (号外)

金融機関が良質な資金を潤沢に供給するよう、金融の効率化をはかるためには、相互に適正な競争を行なうる環境の整備が必要であり、そのためには異種金融機関の合併、転換についても、その道を開いておくことは時宜をえ適切な措置であることを認め、別紙附帯決議を附して本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月十七日

大蔵委員長 田村
元

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

金融機関の合併及び転換に関する法律案に対する附帯決議

本法の推進にあたり、特に人員整理、労働条件の引下げ、差別待遇等を行なうことのないよう、労使間において自主的に決定せしめるとともに合併及び転換に際して、中小金融機関にもつぱら依存していた中小零細企業者が、不利益をこうむる結果を招来しないよう特に配慮すべきである。

衆議院会議録第二十四号中正表

正	影響は	誤	行	段	正
六七 一末九	影響に				
六七 三末九					
六七 三末七	公選選挙法	公職選挙法			

昭和四十二年四月八日

七〇四

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価一部二十五円
上級販賣社三十把
發行所
東京都港区赤坂炎町二番地
大藏省印刷局
電信 東京 五八一 西四二二(大代)